令和7年度 防安 千曲市公共下水道事業 伊勢宮排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事

特記仕様書

総則

§ 1 概要

本工事は、伊勢宮排水ポンプ場の機器の改修工事を行うものである。主要機器は下記のとおりである。

· 燃料貯留槽

型 式:鋼製強化プラスチック製二重殻タンク(地下埋設式)

仕 様:容量 18,000L (有効容量 16,000L) ×1基

§ 2 適用

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、設計図、「公共建築工事標準 仕様書(建設工事編) (令和4年度版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) 及び機械設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)、建築物解体工事共通仕 様書(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)、建築工事標準 詳細図(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)、機械設備 標準仕様書及び機械設備工事施工指針等により据え付けを行うこと。

§3 工事場所

千曲市大字屋代 4105-25

§ 4 工事期限

令和8年3月13日

§ 5 施工範囲

本工事の施工範囲は、本特記仕様書に示す機器の据え付け及び機器に関連する 躯体及び電気工事である。

現地及び設計図を事前に調査し、本工事の変更に係わる事項が発生した場合は、 速やかに監督員に報告し、協議しなければならない。

第2章 雨水ポンプ設備

■燃料貯留槽

1. 使用目的

燃料貯留槽は雨水ポンプ用エンジン及び自家発電設備用燃料を貯留するものである。

2. 仕 様

項	目		仕 様	備	考
(1) 型	Ī	Ţ	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク (地下埋設式)		
(2) 容	5	E E	18,000L	危険物のする政分	の規制に関 合の容量
(3) 有	効 容 量	John Company	16,000L		
(4) 数	뒬	I.	1基		

3-1 構造概要

本タンクは、燃料油 (A重油) を安全に貯蔵するためのものである。

3-2 製作条件

本タンクは、製作に当たっては消防法等関係法令に基づき行うものとする。機 材及び施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標 準仕様書(機械設備工事編)」及び同標準図に準拠する。

3-3 各部構造

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (機械設備工事編)」及び同標準図に準拠する。

3-4 保護装置

油面の上限、下限にてフロート式油面計により警報ができるものとする。外殻と内殻の間隙に設置する漏洩検知装置により警報ができるものとする。

3-5 試験·検査

水圧試験値は70kPa以上とし、保持時間は10分間とする。

一般事項については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書」による。

3-6 据付け

一般事項については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書」による。

3-7 燃料貯留槽標準付属品(1基につき)

(1) フロート式油面計 (現場指示、4~20mA 発信) 1式

(2) ハンドホール 1 式

(3) 配管用フレキシブルチューブ (本体側配管含む) 1式

(4) 注油口(ローリーアース付、接地極含む(給油口とは別途設ける)) 1式

(5)漏油検知装置 1式

(6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)」で示された付属品 1式

4. 特記事項

- ・浸水影響を考慮し液面計及び給油口は地下タンク蓋の内部に設置すること。
- ・地下タンク蓋は計画浸水深(GL+3.30)に耐えうる防水蓋とすること。
- ・変換器(漏油検知装置)は地下タンク蓋の内部に設置できないため、浸水深以上の雨水排水ポンプ場 2F バルコニー壁に設置し、給油時に確認ができる箇所とする。
- ・ 各配管には、必要に応じ架台、渡り歩廊、支持金具及び被覆工を施す。
- ・配管、弁のための支持架台及び施設のための一部はつり工、孔部分の復旧工事は本工事に含む。
- ・機能上必要な弁類一式を含む。
- ・燃料供給管は躯体に新規開口を設けるため、耐震性能確保を考慮し、躯体貫通工事前に鉄筋探査を実施し、鉄筋を切らない位置で貫通させること。
- ・漏水の恐れのある壁貫通部は防水構造とし、その施工方法は「機械設備工事 一般仕様書」による。

■電気設備

1. 現地試験及び総合試運転

総合試運転は各設備・機器のプラントとしての機能を確認するものであって、監督員と十分協議を行い、「試運転計画書」を作成し提出すること。

なお、受注者は、単体試験(配管系統の気密試験、軸受けの給油確認、シー

ケンス試験、絶縁抵抗試験、保護装置の動作試験等)、組合せ試験 (機器盤間の試験)が完了した後に総合試運転を実施するものとする。

実施内容は次のとおりである。

- ①各設備及び各機器の実負荷運転、並びに自動運転の確認及び調整
- ②維持管理担当職員に対する、各設備・各機器の運転操作、保安点検に関する方 法等の基本的な指導
- ③その他監督員と監理員との協議による事項
- ④総合試運転完了時には「試運転実施報告書」を作成すること。

2. 塗装

(1)屋内盤

- ①盤表面、盤内面、内部パネル、チャンネルベースは、メラニン樹脂焼付塗装 (半つや仕上げ)以上の耐環境性を有する塗装(粉体(黛)塗装も可)とす る。
- ②ハンドル把手は、メラミン樹脂焼付塗装(半つや仕上げ)以上の耐環境性を有する「塗装(粉体(黛)塗装も可)の上、ポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げもしくはアクリルクリアラッカー透明仕上げ、又は塩ビコーティングとする。ただし、監視室等腐食性ガスが侵入する可能性の低い場所で採用する把手については製作者標準とする。
 - (2) 屋外盤及び環境条件の悪い場所に設置する盤

盤表面、盤内面、チャンネルベースは、ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂の塗装(全つや仕上)、内部パネルはメラニン樹脂焼付塗装(半つや仕上げ)以上の耐環境性を有する塗装(粉(黛)塗装も可)とする。

ハンドル把手はメラニン樹脂焼付塗装(半つや仕上げ)以上の耐環境性を有する塗装(粉体(黛)塗装も可)の上、ポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げもしくはアクリルクリアラッカー透明仕上げ、又は塩ビコーティングとする。

(3) 塗装色

①屋内盤及び屋外盤

5Y7/1

②取付け計器類枠、COS・CS 用ハンドル類

N1.5

③非常用スイッチ (プル部)

7. 5R4.5/14

(4) 塗装膜厚

盤の内面及び外面

40 [μm] 以上

ただし、塩害地域の屋外盤の塗装膜厚は、下表による。

盤の材質	外面	内面
SUS304	70[μm]以上	50[μm]以上
鋼板	80[μm]以上	60[μm]以上

2. 現場総括盤

現場総括盤 機能増設 1 式

1. 機能増設内容

地下貯留槽設備の移設・増設に伴い、指示計や補助継電器等を追加する。

記録計に信号を入力するとともに非常通報装置の調整を行う。また、盤面 には状態故障表示灯を追加し、監視操作を行う。詳細は設計図を参照し、承 諾図にて決定する。

構造細目共通図

< 令和4年版 >

※本図画は、(一計) 全国上下水道コンサルタント協会が電性権を有するものである。 使用にあたっては、上記協会への使用風いの提出と、配布番号の記載が必要である。 枠外右下の【協会員番号】と【配布番号】の記載が無い図画は無効とする。

特記事項

1. 1 適用範囲

- (1) 本構造細目共通図は下水道施設における処理場、ポンプ場の建築構造物に適用する。
- (2) 図面及び構造細目共通図に記載されていない事項は、下記に基づくものとし、 これらに相違がある場合は監督職員に確認し指示を受ける。

1) 建築工事特記仕様書	(別紙に	こよ	る。)
2) 建築工事一般仕様書	(令和	4	年版)
3)公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部	(令和	4	年版)

(3) 項目は、○ 印のついたものを適用する。○ 印のない場合は、※ 印のあるものを 適用する。○ 印と ※ 印のある場合は、共に適用する。

1.2 鉄筋の仕様

鉄筋の種類及び継手は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。

1 1 ま 外飲の種類及び継ず

	. 衣
種別	径
SD 295	※D16以下
SD 345	※D19以上
重ね継手	下記以外
ガス圧接	※D19以上、D29以下 の柱、梁主筋
機械式継手	※ 図示による。
	SD 295 SD 345 重ね継手 ガス圧接

1. 3 コンクリートの仕様

コンクリートの仕様は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。

1. 2表 コンクリートの仕様

	1: 23 3277 1026							
分 類		コンクリート種別	設計基準 強 度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	セメントの種類			
鉄筋	地上	※普通コンクリート	· ※24	%18	※普通ポルトランドセメント			
コンクリ-	-ト 地下 基礎、基礎築	※普通コンクリート	· ※ 24	% 15	※普通ポルトランドセメント			
無筋コ	ンクリート	※普通コンクリート	·※18	※ 15	※ 普通ポルトランドセメント			

注1:無筋コンクリートには捨てコンクリートを含む。

1. 4 砕石及び捨てコンクリート

砕石及び捨てコンクリートの厚さは、特記がなければ1.3表による。

1. 3表 砕石及び捨てコンクリートの仕様

種別	厚さ (mm)
砂利または砕石	※ 60
捨てコンクリート	※ 5 0

2 共涌事項

2. 1 記号及び符号

設計図中で使用する記号及び符号は、2.1表及び2.2表を標準とする。

2. 1表 鉄筋の断面表示

径	D 1 0	D 1 3	D16	D 1 9	D 2 2	D 2 5	D 2 9	D32
記号	•	×	ø	•	0	•	Ø	0

2. 2表 一般凡例

記 号符号	内 容	※印の説明及び注意事項
F*	フーチング断面種別	※ 番号
%1C%2	柱断面種別	※1 階数 ※2 その階の番号
%1G%2	大梁断面種別	※1 階数、地中大梁はFとする ※2 その階の番号 ※方向1、2、3 Y方向A、B、C
CG*	片持大梁断面種別	※ 番号、階別区分はしない
%1B%2	小梁断面種別	※1 地中小梁のみFとする。 ※2 階別区分はしない 地中小梁を除く
свж	片持小梁断面種別	※ 番号、階別区分はしない
% 1 W% 2	壁配筋種別	※1 E:耐震壁, K:階段壁 D:土圧、水圧を受ける壁 階別区分はしない 壁厚(cm)
%1S%2%3	床版配筋種別	※1 片持床版のみCとする ※2 床版厚 (cm) ※3 配筋種別(英大文字) 階別区分はしない
%1K%2	階段の配筋種別	※1 A:片持床版形 B:二辺固定床版形 ※2 配筋種別(数字) 階別区分はしない
свж	コンクリートブロック壁	※ 壁厚 (cm)
	打ち増し範囲	
	梁・床版の上がり下がり	一般には基準FLよりの+、一に 応じた凡例により表示
(※)	床用積載荷重	積載荷重の値(kN/m)
STP	あばら筋、スターラップ	梁、基礎梁、小梁
ноор	帯筋、帯鉄筋、フープ	柱
S. HOOP	スパイラル筋、らせん筋	柱
幅止筋	幅止め筋	柱、梁、壁
組立筋	組立て筋	床版、底版

2.2 一般注意事項

(1)設計図は監督職員の承諾を得なければ変更してはならない。 変更の必要を生じた場合は、監督職員と協議すること。

鉄筋の折曲げ加工

鉄筋の折曲げ加工は、3、1表及び3、2表を標準とする。

- (1) Dは、折曲げ内法直径を示す。
- (2) dは、鉄筋直径 (呼び名) を示す。

3. 1表 鉄筋の折曲げ形状及び寸法(末端部)

		折曲げ内	法直径(D)	
曲げ 角度	折曲 げ図		295 345	使用箇所
月及		D 1 6 以下	D19 ~D38	
180	d ≠ D ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	3 d以上	4 d 以上	柱、梁の主筋 杭基礎のベース筋 D 1 6 以上の鉄筋
1 3 5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 d以上	4 d 以上	D13以下の鉄筋 あばら筋、帯筋、 スパイラル筋
9 0°	q+P-18 8 4 3 5 8	3 d以上	4 d 以上	T 形及びL 形の梁の あばら筋
1 3 5 9 0°	4 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	3日以上	4 d以上	9.0° 13.5° 幅止め筋

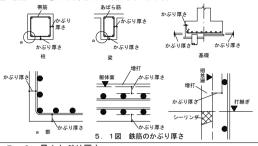
- (注) 1. 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを 用いる場合は、余長を4 d以上とする。
 - 2. 90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

5 鉄筋のかぶり及び間隔

5. 1 かぶり厚さ

かぶり厚さとは、一番外側の鉄筋(幅止め筋、組立筋を除く)の外面から躯体面 までの距離 (5.1図)をいう。

鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上を確保し、最小かぶり厚さに許容 施工誤差10mmを加えた厚さ以内に納めるものとする。



5. 2 最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは、5. 1表による。

- (1) 床版、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの
- (2) 柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上と して最小かぶり厚さを定める。
- (3) 溶接金網にも適用する。

-5. 1表 鉄筋の最小かぶり厚さ(mm)

構造部分の	塩害区分種別	※ 通常の施工の場合	・ 塩害対策を 必要とする場合
	床、耐力壁以外の壁	3 0	4 0
- 般	柱、梁、耐力壁	4 0	5 0
	底版	4 0	5 0
土、水に	柱、梁、床、壁	4 0	5 0
接する部分	底版、基礎	60	7 0
煙突等高熱	を受ける部分	60	7 0
1 · 打縦目他	部分は日地底より無小	· かぶり厚さを確保する。	

- 2: 杭基礎の場合の最小かぶり厚さは、杭天端からとし、「21 杭基礎の補強」を参照。
- 3:仕上なしの場合を標準とする。

5.3 鉄筋相互のあき及び間隔

鉄筋相互のあきは、下記の最大値のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の 場合のあきけ図面による。

- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
- (2) 最小のあき25mm
- (3) 隣り合う鉄筋の平均径 (呼び名の数値) の1.5倍



(注) D:鉄筋の最外径

d:鉄筋直径(呼び名) 5. 2図 鉄筋相互のあき及び間隔

5. 2表 鉄筋径と鉄筋間隔の関係一覧

鉄筋径(mm)		鉄筋相互のあき:a			最小鉄筋芯間隔
鉄筋径 d	最外径 D	(1) 粗骨材径×1.25	(2) 最小あき	(3) 鉄筋径×1.5	a + D
D10	11			1 5 mm	4 3 mm
D 1 3	14	3 2 mm		2 O mm	4 6 mm
D16	18			2 4 mm	5 O mm
D 1 9	2 1	「 粗骨材 → 最大径	2 5 mm	2 9 mm	5 3 mm
D 2 2	2 5	放入1至 2.5mm		3 3 mm	5 8 mm
D 2 5	28	の場合		3 8 mm	6 6 mm
D29	33			4 4 mm	7 7 mm

			, ,		
	度 防安 千 勢宮排水ポン 構造細E	ノブ場			
伊勢宮排水ポンプ場					
	千曲市	大与	字 屋	t	
		照查		設計	
Ŧ	曲	市	役	所	
設計会社		管	理技術者		
EXSI XII		m	査技術者		
測量会社		主	任技術者		
調査会社		±	任技術者		

4 異形鉄筋の末端部

4. 1 フックを設ける位置

異形鉄筋の末端部には、4.1表によりフックを設ける。

4 1表 フックを設ける位置

部 位	継手方式 備 考
重ね約	迷手 圧接継手
四隅の主筋	- 1)最上階の柱頭部 4.1図● 月 8.1図参照
上下階の柱 断面が異な る場合	1)下階の柱主筋を 引き通すことが できない柱頭部 8.2図参照
帯筋(HOOP) 1)末端部 2)継手部	1)末端部 9. 1図参照
梁 あばら筋 (STP) 1)末端部 2)継手部	1)末端部 11.1図参照
杭 独立フーチ 1)末端部	1)末端部 20.1図参照
煙突の鉄筋 1)末端部 2)継手部	1)末端部 壁の一部となる 場合を含む
幅止め筋 ――	- 3. 1表参照



4. 1図 異形鉄筋の末端部

鉄筋の継手及び定着

6.1 継手及び定着

6. 1. 1 鉄筋の重ね継手

- (1) 鉄筋の重ね縦手の易さけ 6 1 表による
- (2) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
- (3) 主筋及び耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは40 dとする。ただし、SD390、SD490 を使用する場合け特記による

6. 1表 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の 種 類	コンクリートの 設計基準強度 Fc (N/mm)	Lı (フックなし)	Lih (フックあり)
SD295	24, 27	3 5 d	2 5 d
50295	3 0	3 5 d	2 5 d
SD345	24, 27	4 0 d	3 0 d
50345	3 0	3 5 d	2 5 d

(注) 1. L1、L 1h:フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ 2. フックありの場合の L 1h は、6. 1図に示すようにフック部分 L を含まない。



6. 1. 2 継手の特記事項

(1) 継手は、極力応力の小さい位置に設ける。

6.1.3 鉄筋の定着

(1) 鉄筋の定着の長さは、6.2表による。

6 0ま 外数の完美の目さ

		6.	2	2 表	鉄筋()定着(り長さ			
	コンクリートの			フ:	クなし	,		フッ	クあり	J
鉄筋の 種 類	設計基準強度				- 1	L3			L	.3h
12 24	Fc (N/mm ²)	ы		L2	小梁	スラブ	Lih	L2h	小梁	スラブ
SD295	24, 27	3 5	d	3 O d		10d	2 5 d	2 0 d		
30295	3 0	3 5	d	3 0 d	2 0 d	41-0	2 5 d	2 0 d	1 0 d	
SD345	24, 27	4 0	d	3 5 d	200	150mm 以上	3 0 d	2 5 d	100	_
50345	3 0	3 5	d	3 0 d		ŊŢ	2 5 d	2 0 d		

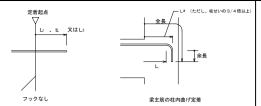
- (注) 1. L1 、L 1h: 2. 以外の直線定着の長さ及びフックありの長さ
 - 2. L2、L2h:割裂破壊の恐れのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
 - 3. L3:小梁及びスラブの下端の直線定着の長さ(基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く) なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。
 - 4. L3h:小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
 - 5. フックあり定着の場合は、6. 2図(イ)に示すようにフック部分 b を含まない。また、中間部 での折曲げは行わない。

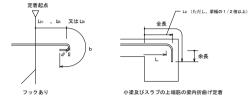
6.1.4 定着の方法

定着の方法は6.2図による。

なお、(ロ)折曲げ定着の梁主筋の柱内折曲げ定着において、仕口内に縦に折曲げて定着する 鉄筋の定着長さしが、6.2表のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を6.2表 に示すフックなし定着長さとし、かつ、余長を8 d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを 6. 3表に示す長さをのみ込ませる。

- (注) 1. La 、Lb は、6. 3表の鉄筋の投影定着長さを示し、下記条件を満たすものとする。
 - ・梁主筋の柱内定着においては、原則として柱せいの3/4倍以上
 - ・小梁主筋の大梁内定着においては、原則として大梁幅の1/2倍以上
 - ・スラブの梁内定着においては、原則として梁幅の1/2倍以上





6.2図 定着の方法

6. 3表 鉄筋の投影定着長さ

(ロ) 折曲げ定着

鉄筋の 種 類	コンクリートの 設計基準強度 Fc(N/mm)	La	ь
SD295	24, 27	1 5 d	1 5 d
SD295	3 0	1 5 d	1 5 d
SD345	24, 27	2 0 d	1 5 d
50345	3 0	1 5 d	1 5 d

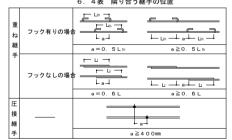
- (注) 1. La:梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ(基礎梁、片持ちスラブを含む。
 - 2. L b:小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ (片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)

6.2 隣り合う継手の位置及び定着

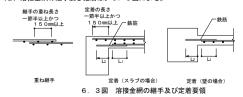
(イ) 直線定着

(1) 隣り合う継ぎ手の位置は、6. 4表により、a 寸法を守ること。ただし、壁の場合及び スラブ筋でD16以下の場合を除く。

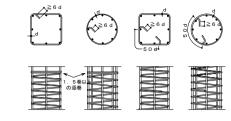
6. 4表 隣り合う継手の位置



(2) 溶接金網の継手及び定着は、6.3図による。



(3) スパイラル筋の継手及び定着



6. 4図 スパイラル筋の継手及び定着要領

中 間 部 (重ね継手)

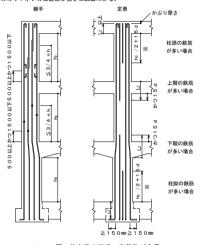
7 (欠番)

柱筋の継手及び定着

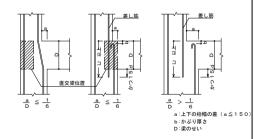
(柱頭又は柱脚部)

8. 1 一般事項

- (1) 継手長さはL1 とし、定着及び余長は、8. 1図による。
- (2) 柱頭定着長さ L 2 が確保出来ない場合は、図面による。
- (3) 上下の柱断面が異なる場合の柱主筋の折曲げ及び定着は、8.2図による。
- (4) 柱の継手及び圧接中心位置は、梁上端から500mm以上、1500mm以下かつ 3/4h0 (h0は柱の内法高さ)以下とする。
- (5) ※鉄筋のカットオフの位置及び長さは図面による。



8. 1図 柱主筋の継手、定着及び余長



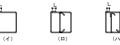
8. 2図 上下の柱断面が異なる柱主筋の折曲げ及び定着

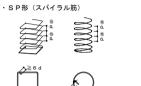
9 帯筋

9.1 帯筋の形状

- (1)帯筋の形状は、9.1図とし、種別は図面による。図面になければ下記による。
- (a) H形を標準とする。
- (b) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。
- (c) 溶接する場合の溶接長さしは、両面フレア溶接の場合は5 d以上、片面フレア溶接の 場合は10 d以上とし、組立前に行う。
- (d) SP形において、柱頭及び柱脚の端部は、1、5巻以上の添巻きを行う。









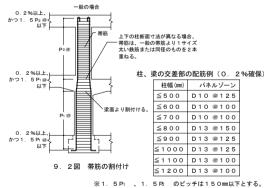


9. 1図 帯筋組立の形

9.2 帯筋の割付け

(1)

- (1) フック及び継手の位置は交互とする。
- (2) 帯筋の割付けは、9. 2図による。ただし、図面にある場合はそれによる。
- (3) 柱、梁の交差部 (パネルゾーン) の帯筋のせん断補強比は、0.2%以上を確保し、 補強筋間隔 ≦ 1.5 Pとする。





10 大梁筋の継手及び定着

10.1 大梁(基礎梁以外の大梁に限る)主筋の継手、定着及び余長

大梁主筋の継手及び定着の一般事項

a. 梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すこと が出来ない場合は、b. により柱内に定着することができる。 ただし、やむ得ず梁内に定着する場合は、10.1図による。



10.1図 梁主筋の梁内定着

b. 梁主筋を、柱内に折曲げて定着する場合は次による。

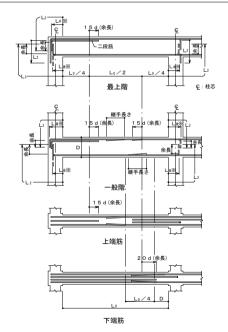
なお、定着の方法は、6.1.4による。 上端筋:曲げ下ろす。

下端筋:原則として曲げ上げる。

c. 段違い梁は10. 2図による。



10.2 ハンチのない場合



(注) 1 縦手由心位置け次による

上端筋:中央 Lo / 2 以内

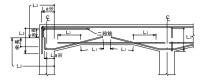
下端筋:柱面より梁せい(D)以上離し、L0/4を加えた範囲以内

- 2. 4. 異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
- 印は、継手及び余長を示す。
- 4. 破線は、柱内定着の場合を示す。
- ※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。
- 5. 梁筋カットオフ位置及び余長は図面による。

10.3図 大梁の重ね継手、定着及び余長

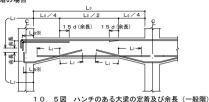
10.3 ハンチのある場合

(1) 最上階の場合



10.4図 ハンチのある大梁の定着及び余長(最上階)

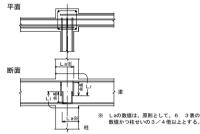
(2) 一般階の場合



- (注) 1. 4. 異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。

10.4 水平段差のある場合

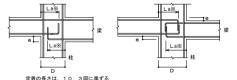
水平段差のある場合



10.6図 大梁の定着及び余長(水平段差のある場合)

10.5 鉛直段差(e)のある場合

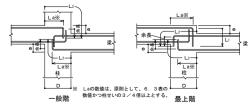
(1) e/D≦1/6の場合



※ Laの数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10.7図 鉛直段差梁(その1)

(2) e/D>1/6の場合



10.8図 鉛直段差梁(その2)

11 梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

11 1 一般事項

- (1) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
- (2) 壁梁の場合、腹筋の定着長さ及び継手長さは、L2とする。
- (3) 土圧、水圧を受ける梁は、図面による。
- (4) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1000mmピッチ程度とする。

11.2 あばら筋組立の形及びフックの位置

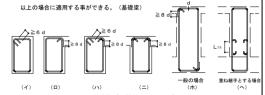
(1) 形は、11.1図(イ)を標準とする。

ただし、(イ)によることが出来ない場合は、下記の方法によることが出来る。

- a. 床版が片側に付く場合は、(ロ)又は(ハ)
- b. 床版が両側に付く場合は、(ロ)~(二)

(2) フックの位置

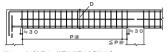
- a. (イ) の場合は交互とする。
- b. (ロ) の場合 床版が片側に付く場合は床版の付く側。床板が両側に付く場合は交互
- c. (ハ) の場合は床版の付く側を90°折曲げ、8 d確保する。
- d. (木) (へ) の場合は梁の上下にスラブが付く場合でかつ、梁せいが 1.5m



11.1図 あばら筋組立の形及びフックの位置

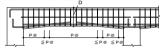
11.3 あばら筋の割付け

(1) 間隔が一様でハンチのない場合



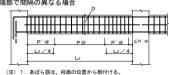
(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 11. 2図 あばら筋の割付け(その1)

(2) 間隔が一様でハンチのある場合



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置及びハンチに切り替わる位置から割付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 11. 3図 あばら筋の割付け(その2)

(3) 梁の端部で間隔の異なる場合

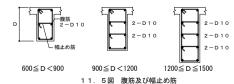


2 図中のP®、P'®は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 11. 4図 あばら筋の割付け(その3)

11.4 腹筋及び幅止め筋

(1) 一般の梁

a) 腹筋及び幅止め筋



(2) 特殊な梁

腹筋及び幅止め筋は、図面による。

12 基礎梁及び底版の継手及び定着

12.1 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

(1) —船車項

- (a) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし 鉄筋の本数が異なる場合は柱内に定着する。やむを得ず梁内に定着する場合は、 12.1図による。
- (b) 梁筋を柱内に定着する場合は10.1(1) bによる。

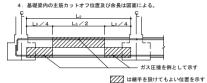


12.1図 梁筋の基礎梁内への定着

(2) 独立基礎で基礎梁(スラブなどの上載荷重を受ける場合)の主筋の継手、 定着及び余長



- 印は、継手及び金長位置を示す。

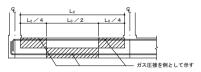


12. 2図 主筋の継手、定着及び余長(その1)

(3) 連続基礎及びべた基礎の基礎梁(基礎梁の下方より地反力(杭反力)を 受ける場合) の主筋の継手、定着及び余長



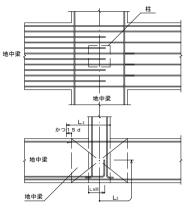
- 2. ーー ロは、様子及び宗女位直を示す。
 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
 ※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。 4 基礎塗内の主能カットオフ位置及び全長は図面による



| は継手を設けてもよい位置を示す



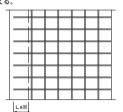
- (4) 柱幅<梁幅の場合
- (a) 交差部のスターラップを設ける場合は、図面による。



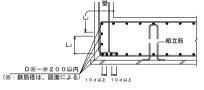
※ Laの数値は、原則として、6.3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。 12. 4図 主筋の継手、定着及び余長(その3)

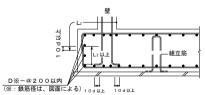
12.4 梁形を設けない場合の基礎底版(オイルタンク等)

- (1) 定着の取り方は、壁の面からとする。
- (2)途中で配筋が変わる場合の定着は、12.2図のように 基礎底版筋を梁筋と読みかえる。



※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。





12.5図 主筋の継手、定着及び余長(その4)

(3) 鉄骨造のBOX柱等が埋め込まれる場合の端部と中央部の断面の異なる場合



12. 6図 主筋の継手、定着及び余長(その5)

13 小梁及び片持梁の配筋要領

13.1 一般事項

- (1) 図面にない事項は大梁、梁のあばら筋、及び基礎梁の項に準ずる。
- (2) = 印は、継手及び余長を示す。

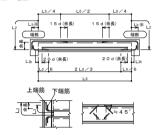
13.2 小 梁

(1)連続小梁の場合



13.1図 小梁主筋の継手、定着及び余長(その1)

(2)単独小梁の場合

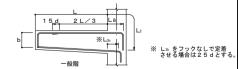


13. 2図 小梁主筋の継手、定着及び余長(その2)

- (注) 1. 印は、継手及び余長を示す。
 - 2. 梁内の定着筋において梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。
 - 3. 図示のない事項は、10. 1及び12. 1に準ずる。
 - ※ Lbの数値は、原則として、6.3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

13.3 片持梁筋の定着

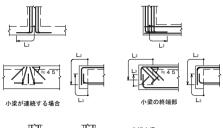
- (1) 先端に小梁のない場合
- a. 先端の折曲げの長さりは、梁せいよりかぶり厚さを除いた長さとする。
- b. 梁筋を引き通さない場合は、取り合い部材に定着する。ただし、柱に取り合う場合は 全数を引き通すことができる場合でも、上端筋は、2本以上を柱に定着する。



13.3図 片持梁主筋の定着及び余長(先端に小梁のない場合)

(2) 先端に小梁がある場合

- a. 上端筋は、先端小梁内に斜めに定着する。
- b. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
- c. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。



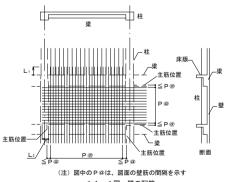
先端小梁 (頭つなぎ梁) . 先端小梁. 片持梁筋 折下げ 小梁外端部 小梁連続候部

13.4図 片持梁主筋の定着

14壁の配筋要領

14.1 一般事項

- 1) 一般壁配筋の重ね継手の長さはL1 とし、耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは 40 dとする。ただし、SD390、SD490を使用する場合は特記による。 また、定着の長さは、L2 とし、鉄筋の継手位置は、柱・梁部以外とする。
- (2)幅止め筋は、縦、横ともD10-@1000を標準とする。
- (3) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取りつく場合は、壁及びスラブ筋等の定着長 さには打増し部分は含まない。
- (4) 土圧及び水圧などを受ける壁の配筋は、図面による。



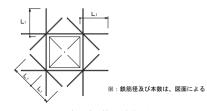
14.1図 壁の配筋

14.2 耐震壁の開口

- (1) 耐震壁等の開口は、図面以外は設けてはならない。
- (2) やむを得ず開口をあける場合は、H19国土交通省告示593号の規定を満足することを 構造計算によって確認すること。

14.3 壁開口部の補強

1) 壁開口部の補強は、図面による。補強筋の長さ及び位置は、14.3図を標準とする。



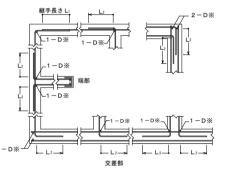
14.3図 壁開口部の補強の定着長さ

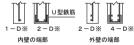
(2) 開口部は柱及び梁に接する部分又は鉄筋を緩やかに曲げることにより、 開口部を避けて配筋出来る場合は、補強筋を省略することができる。

14.4 壁の交差部及び端部

壁の交差部及び端部の交差部は、14.4図による。

- a. 交差部補強筋 D ※ は D 1 3 以上、かつ壁主筋と同径とする。
- b. 壁の端部にU型鉄筋を使用する場合の径及び間隔は、壁筋と同径及び同間隔とする。





14.4図 壁の交差部及び端部の配筋

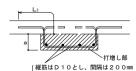
※壁構造の場合は、「壁構造配筋指針・同解説」(日本建築学会)に基づき図面 による。

14.5 壁の打増し要領

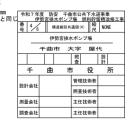
コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、特記によるほか、配管等での壁の 打増し補強筋は、14.5図による。

打増し厚さのaが50mm以上、200mm以下に適用する。

200mmを越える場合は、特記による。



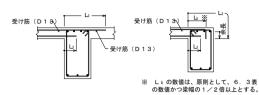
14.5図 壁の打増し補強配筋



15 床の配筋要領

15.1 一般事項

- (1) 鉄筋の継手長さは、 L とする。
- (2) 定着長さ及び受け筋は、15.1図による。ただし、引き通すことができない場合は、 15.2図、15.3図により梁内に定着する。
- (3) 基礎梁と床版を一体打ちとしないで、打ち継ぎを設ける場合の補強は図面による。

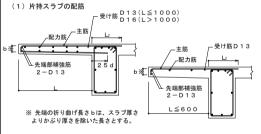




※ Lbの数値は、原則として、6.3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

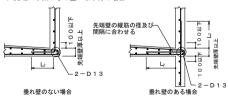
15. 3図 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その3)

15.2 片持スラブ



15.4図 片持スラブの配筋

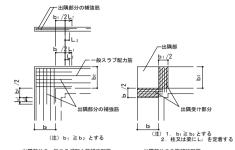
(2) 先端に小梁がなく壁が取り付く場合



15.5図 先端に壁が付く場合の配筋

15.3 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

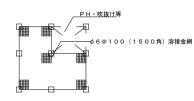
- (1) 出隅部の補強筋は図面により、配筋方法は、15.6図による。
- (2) 出隅受け部分(図のハッチ部分)の配筋は、図面による。



出隅部分の一般スラブ配力筋補強配筋 出隅部分の主筋補強配筋 15.6図 片持スラブ出隅部の補強配筋

15.4 地上部最上階の屋根床版

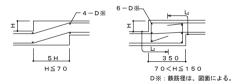
- (1) 出隅及び入隅部分には、15.7図により、補強筋(溶接金網)を上端筋の下側に配筋する。
- (2) 陸屋根、勾配屋根共通とする。



15.7図 出隅及び入隅部分の補強配筋

15.5 段差床版の補強

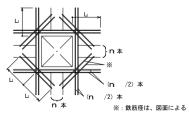
同一床版に段差がある場合、15.8図の補強を行う。ただし、H>150の場合は、 小梁を設ける事を原則とする。



15.8図 段差のある床版の補強配筋

15.6 床版開口部の補強

(1) 開口の最大径≤700の場合は、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、 隅角部には、斜め方向に主筋径以上の鉄筋2本を上下筋の内側に配筋する。(15.9図) 開口の最大径>700の場合は図面による。



15.9図 床版開口部の補強配筋

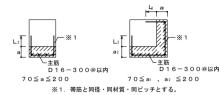
(2) 床版開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を 避けて配筋できる場合は、補強筋を省略することができる。

16 柱及び梁の増し打ち要領

16.1 柱

(1) 増し打ちコンクリートの補強は、16.1図による。

ただし、a < 7 0 mmの場合、補強は行わない。2 0 0 mm <a の場合は、図面による。

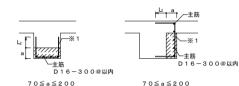


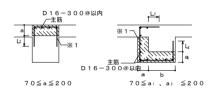
16.1図 柱の増し打ち補強配筋

- (2) 増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く
- (3) 増し打ち部分の帯筋の定着長さは、L2 以上とする。
- (4) 増し打ち部分主筋の定着、重ね長さは、柱の主筋による。

16.2 梁

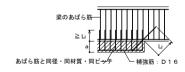
- (1) 増し打ちコンクリートの補強は、16.2図による。
- a < 7 0 mmの場合、補強は行わない。200 mm (aの場合は、図面による。





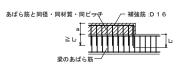
※1. あばら筋と同径・同材質・同ピッチとする。 16. 2図 梁の増し打ち補強配筋

- (2) 増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
- (3) 増し打ち部分のあばら筋の定着長さは、2 以上とする。
- (4) 増し打ち部分の主筋の定着、重ね長さは、梁の主筋による。
- (5) 梁の上下の増し打ちが途中で終わる場合



16.3図 梁の上下の増し打ち配筋補強(途中で終わる場合)

(6) 梁の側面の増し打ちが途中で終わる場合

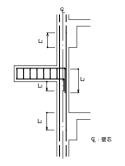


16.4図 梁の側面の増し打ち補強配筋 (途中で終わる場合)

18 階段の配筋要領

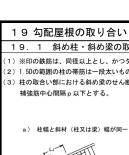
18.1 階段の配筋要領

- (1)壁配筋は、図面による。
- (2) 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に曲げ下ろす。



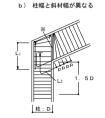
18. 1図 片持スラブ形階段配筋の定着





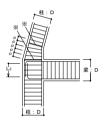
19.1 斜め柱・斜め梁の取り合い

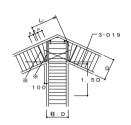
- (1) ※印の鉄筋は、同径以上とし、かつダブル巻きとする。
- (2) 1.5Dの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、またはダブル巻きとし@100以下とする。
- (3) 柱の取合い部における斜め梁のせん断補強筋中心間隔は、当該梁部材のせん断 補強筋中心間隔 p 以下とする。
 - a) 柱幅と斜材(柱又は梁)幅が同一



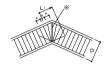
c) 柱脚で斜材となる

d) 柱頭で斜材となる上端筋は、連続筋とする。

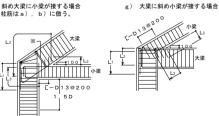




e) 梁が斜材となる上端筋は、連続筋とする。



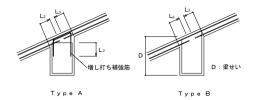
f) 斜め大梁に小梁が接する場合 柱筋はa), b)に倣う。



19.1図 斜め柱・斜め梁の取り合い配筋

19.2 梁と床版の取り合い

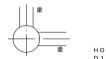
増し打ち補強要領は、16.2による。



19.2図 梁と床版の取り合い配筋

19.3 円柱の取り合い

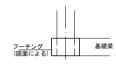
円柱と梁の取り合い



隅鉄筋 D 1 6 D13@200

1) 柱頭部で柱芯に梁が 取り付く場合

2) 柱頭部で柱外面に梁が 取り付く場合



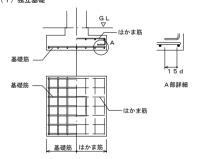
3) 柱脚部の円柱と基礎との 取合い

19.3図 円柱の取り合い配筋

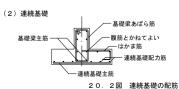
20 基礎及び基礎梁の配筋

20.1 直接基礎の配筋

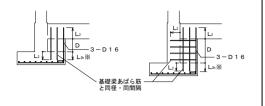
(1)独立基礎

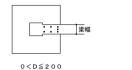


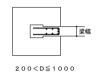
20.1図 独立基礎の配筋



20.2 基礎接合部の補強配筋







21.2 基礎接合部の補強

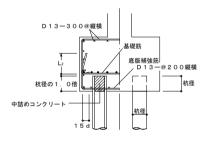
基礎接合部の補強は、20.2による。

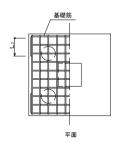
※Lm を確保できない場合は、標仕 (5. 3. 4 (e) (2)) によることができる。

21 杭基礎の補強

21.1 杭基礎の配筋

- (1) 中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
- (2) 既製コンクリート杭以外の場合は、特記による。





21. 1図 杭基礎の配筋及び杭頭部の補強方法



AWSCJ (第5版) -064-005

現場説明事項 · 施工条件明示事項

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書(建設部)(以下、「共通仕様書」という。)」、「長野県土木工事施工管理基準(建設部)(以下、「施工管理基準」という。)」、「土木工事現場必携(長野県)」、「建設工事設計変更ガイドライン(千曲市)」、「工事一時中止に係るガイドライン(長野県)(以下、「一時中止ガイドライン」という。)」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

「§1 現場説明事項」及び「§2 特記仕様書」は、それぞれ長野県土木工事共通仕様書で定義される「現場説明書」及び「特記仕様書」と同様の位置付けである。

§ 1 現場説明事項

1 工事内容

(1) 工事名称及び概要

工事名称及び概要は閲覧設計書に記載のとおり。

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件

(5) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

(6) 橋梁製作工

橋梁の製作工(高欄、伸縮装置、支承等の付属施設を除く)については、自社工場において 製作して管理を行うこと。

(7) 週休2日工事

①発注者指定型週休2日工事

本工事は発注者指定型週休2日工事の対象工事である。「週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

(参考)「週休2日工事実施要領」

https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kanzaikeiyaku/nyusatsu keiyaku/kensetu/osirase/8789.html

②施工者希望型调休2日工事

本工事は施工者希望型週休2日工事の対象工事である。週休2日の実施を希望する場合は、「週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、週休2日の取組みを実施する期間から除くものとする。また、工事契約後、週休2日対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

(参考)「週休2日工事実施要領」

https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kanzaikeiyaku/nyusatsu_keiyaku/kensetu/osirase/8789.html

(8) 歩掛条件

(全・一部)工種について下記条件により積算を行っている。

本工事の積算に使用している積算基準は、下記のとおりである。

- ・「令和6年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準図書(長野県建設部)」
- ・「令和6年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準対照表(長野県建設部)」

2 工期関係

工期は令和8年3月13日までとする。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件·内容
出水期	全工区	既設燃料配管及び電気ケーブルの切り替えは11月1
		日以降とする

(保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・ JR近接工事等)

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
千曲坂城消防本部	消防法協議	燃料貯留槽の増量に伴う申請	令和7年9月~10月

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等)

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿(様式任意)に記載し提出すること。

(3) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期·工事内容等	影響箇所	備考
	工区	令和 年 月 日		

(4) 安全協議会

当該工区においては、安全協議会を設立し工事連絡調整を行っているので、これに加盟し、事業全体の進捗調整に協力すること。

(5) 部分供用

下記筒所(区間)については部分供用を予定しているので、これに合わせ工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件
No~	令和 年 月 日から	

4 施工計画

(1) 施工計画書

・ 共通仕様書 1-1-1-6 (施工計画書) に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場で の工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。

- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携(長野県)」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合(変更内容指示時点または変更契約時点)は、「変更施工 計画書」(当初施工計画書を修正)を当該工事着手前に作成し、提出すること。
- ・ 出水期に河道内で工事を行う場合は、治水上の安全を確保するための対策を施工計画書に明 記し提出すること。(長野県土木事業設計基準 第8編河川事業 8-参-2を参照)

(2) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。 特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、 自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途 提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ①「施工体制台帳」、「施工体系図」
- ② すべての下請契約書の「写」 (下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成) ※工事書類簡素化ガイドライン (R7.4 適用) に基づき、施工体制台帳の添付書類として下請契約書写しを提出
- ③ 主任技術者(監理技術者)の資格証等の写し及び保険証 ※工事書類簡素化ガイドライン(R7.4 適用)に基づき、現場代理人等通知書に添付した場合は提出不要

注) 施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

工/ 池工 体的 口恨 F 成为多		
	施工体制台帳記載の有無	
事例	下請負人に関する事項、再下請通知書	主任(監理)技術者の配置の
	、下請契約書写、施工体系図を含む	有無
交通誘導警備員	台帳作成不要	指定路線は資格者必要
	契約書写しを添付し、提出	
産業廃棄物処理業者	台帳作成不要	
(収集運搬業・処分業)	契約書写しを添付し、提出	
ダンプ運搬(運搬のみ)	台帳作成不要	
	契約書写しを添付し、提出	
立木の伐採(伐採のみ。伐	台帳作成不要	
根、集積、積込を含まない)	契約書写しを添付し、提出	
1日で完了する請負契約、少	業者間の契約が建設工事である場合	建設業の許可を必要とする場
額な作業・雑工・労務のみ単	は請負契約のため台帳作成	合もしくは有する場合は技術
価契約の請負契約		者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ打設	日々の単価契約であっても請負契約	建設業の許可を必要とする場
等、日々の単価契約で行っ	に該当するため、台帳作成を必要とす	合もしくは有する場合は技術
ている場合	る。	者の配置が必要
クレーン等の重機オペレータを機械	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場
と一緒にリース会社から借り上		合もしくは有する場合は技術
げる場合		者の配置が必要

(3) 関係機関への届出等

- 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 千曲市道路河川課への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

5 用地·補償·支障物関係

(1) 未買収地

本工事に必要な用地のうち一部未買収地は下記のとおり。買収次第発注者から通知をする予定。

未買収地位置	面積	特記事項

(2) 工事支障物の処置(地下埋設物・地上物件等)

本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているので、工事着手前に管理者立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

なお、工は、重複して施工するので 月 日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期

(3) 工事用借地

本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所·面積	項目	借地条件等(中止期間·契約見込)
	No 付近	借地期間	令和 年 月 日
			——————————————————————————————————————
作業やド			但し、
	約 m2	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No 付近	- 借地期間	令和 年 月 日
			——————————————————————————————————————
			<u>- 但し、</u>
	約 m2	使用条件	
		復旧方法	
		特記事項	

- ・ 上記以外で必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。 特に、「農地の一時転用」については、事前に長野地域振興局農業農村支援センター農業農村 振興課・千曲市農業委員会等と調整をすること。
- 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完 了すること。
- 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。(別紙-2)

(2) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(3) 過積載の防止

- 土木工事現場必携(長野県)が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- 取引業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- 実施した過積載防止対策については、点検記録等を整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。

(4) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のない

よう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(5) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、 下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。 なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実 施すること。

<u>, </u>		
調査項目	調査数量·範囲	仕様
- 家屋調査(事前)	————————————————————————————————————	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測		特記仕様
- 騒音調査	_No ~ 問	特記仕様
振動調査	No ~ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ~ 間	特記仕様
電波障害	No ~ 問	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう掘削量等の施工管理を適切に 行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員 に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・ 工事現場では、共通仕様書 1-1-1-38 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・ 安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を記録するほか、 工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導警備員

- ・近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施行方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安 委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・(国)○○号においては、長野県公安委員会告示第 19 号 (平成 27 年 7 月 2 目) により交通誘 導警備業務を行う場所ごとに一人以上の 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配 置して実施すること。

② 交通安全施設

- 仮設ヤード 回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等 を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。 また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(4) 架空線等上空施設一般

- ・ 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。
- ・ 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて 以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
 - ① 架空線上空施設への防護カバーの設置。
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定
- ・ 前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場 状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とす る。

(5) 掘削法面

- ・ 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位 10~20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- ▼「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」等(土木工事現場必携(長野県) 参考)により必要な対策を講ずること。
- 現場内には、雨量計を設置のこと(簡易なものでも可)。
- 掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ 10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(6) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係、その他工事

- 「砂防等工事における安全の確保について」(平成11年3月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。
- 斜面崩壊、有害が3・酸素欠乏等の対策として、下表の設備(各種センサー類及び換気設備等を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議のうえ設計変更の対象とする。

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備考

[参考]

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション

(ホームページアドレス http://www.sabo-nagano.jp/dps) 等による気象情報を入手するとともに、 警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととすること。

【警戒避難雨量例:連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

- ※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を 設定して対応すること。
- ・ 連続雨量とは降雨中断が24時間以内の総雨量をいう。
- ・ 雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。
- ・ 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を 周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様

書 1-1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

シローショウン・ハインログ		
項目	調査数量	流域の状況
1渓流調査	<u> 渓流勾配が15°以上となる地点及び最急渓床勾配</u>	
2渓床状況	<u>土砂の状況</u>	
3流量面積	<u>渓床勾配15°地点より上流の流域面積</u>	
	(発生流域面積)	
4 土石流	<u>過去に発生した土石流、崩壊の有無</u>	
<u>5亀裂 • 滑落崖</u>	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が 予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領(案)」、「積雪期 における土木工事安全施工技術指針(案)」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記 載すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- 作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- 警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故 や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受 注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表(設計書)に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf

(3) 任意仮設

発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。

受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

(4) 指定仮設

指定仮設については、図面、数量総括表及び閲覧設計書に示したとおり。

(5) 附帯工

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

・工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書材料編第2節「4.見本・品質証明資料」により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等については確認は不要である。

(2) 生コンクリート

- ・使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、 確認を受けること。
- ・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

<鉄筋コンクリート> W/C=55%以下 <無筋コンクリート> W/C=60%以下

(3) アスファルトコンクリート

- ・基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。
- ・材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準(土木工事現場必携(長野県))」によるものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。

(4) クラッシャーラン

- ・材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準(土木工事現場必携(長野県))」によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・再路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

(5) 県産木材

- ・工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編 2-2-4-1 により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材産地証明書発行基準(別紙-4)に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、しゅん工書類に産地証明書等を添付すること。
- 供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。

(6) 県内産資材

- ・ 県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、建設資材の県内産優先使用に関する規定、 共通仕様書材料編 2-2-13-5 により、工事材料の選定にあたっては、県内産資材で規格・ 品質等を満たす材料を優先使用する取り組みを推進するものとする。
 - ① 県内産資材の優先使用に努めること
 - ② 工事用資材の調達を極力県内取り扱い業者から購入すること
 - ③ 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を提出すること
- 必要に応じて理由が確認できる資料を添付すること。

(7) その他

・ 生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-1-24 第 3 項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正 処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

・ 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、

発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと(様式は土木工事現場必携(長野県) 参照)。

- ・ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・ 運搬費を計上している。
- ・ 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。
- ・ 発生物のうち ー は、本工事の ー に使用するので、施工方法等を協議すること。 また、発生物のうち ー は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者 等に危険とならないように保管すること。
- ・ 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての 責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・ 処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連 の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定め ること。

(2) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	特記事項
㈱井上産業	指定	長野市若穂牛島字村東中堰向沖160-5外

- ※上記の搬出先について、
 - ①原則として変更しない。なお、発注時点で想定していないやむを得ない事情等により、搬出先が変更となった場合は、設計変更の対象とする。
 - ②盛土規制法の許可等の手続きを完了した搬出先である。
 - ③公告時点は上記①及び②のとおりだが、契約後に搬出先を変更する場合は、変更後の搬出 先における盛土規制法の許可等で必要となる手続きを改めて確認する必要がある。

(3) 特定建設資材に関する事項(建設リサイクル法)

- ・受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種	別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊		米山建材㈱更埴リサイクルクリーンセンター	千曲市大字屋代
セメントコンクリート塊	無筋	長石石産㈱-	千曲市大字屋代
	鉄筋	米山建材㈱更埴リサイクルクリーンセンター	千曲市大字屋代
	二次製品		
建設資材木材			

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物(建設廃棄物処理指針 H22 環境省)

・産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず(抜根・伐採材)		
汚 泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

種別	処分条件	備考
その他(廃プラスチック)		
その他(金属くず)		

(5) 建設副産物の処理

- ・ 建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託 基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- ・ 廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。
- ・ 下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・「マニフェスト (産業廃棄物管理票)」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事 現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。
- ・受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

		// // - 0			
処理方法※	1 再資源化	2 破砕処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5その他
処分先	業者名				
(処理業者)	住所			·	
運搬委託先	業者名				
(委託の場合)	住所				
その他	資源化の				
	方法など				

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し(収集運搬を委託する場合)
- ・処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6) 再生資源の利用促進

- ・工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の 活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。
- ・再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。
- ・受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出しようとする場合には、土壌汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に確認結果を記録すること。

(詳細は、土木工事現場必携 (R6.10.1) 共12を参照のこと)

- ・受注者は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に対し土砂受領書の交付を求めること。また、搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合には、次の①~④の場合を除き、最終搬出先まで確認を行うこと。(詳細は、土木工事現場必携(R6.10.1) 共12を参照のこと)
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場(盛土利用等し、再搬出しないもの)
- ・信州リサイクル製品の率先利用に努めること

(7) 再生資源利用等実施書の提出

- •受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」・「確認結果票」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。
- •再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。 (COBRISで作成した場合は、実施書の提出は不要)
- ・提出様式は、原則としてCOBRIS (建設副産物情報交換システム、通称コブリス)を利用し作成すること。これにより難い場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式 (EXCEL)」によることも可能とする。
- •対象は「公共建設工事における分別解体等•再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」 による。
 - (参考)「再生資源利用計画書等の提出について(長野県)」

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/saiseishoigen.html

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

11薬液注入関係

(1) 薬液注入工

調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。 「観測井の本物」

	# `-リング長(m)						
	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H=m	H=m
設置本数		本	本	本	——————————————————————————————————————	本	本
撤去本数		* *	本	本	本		本

〔水質調査〕

	試験項目	分析回数	備考
水質調査	Ph	<u>_</u>	
	過マンガン酸カリ消費量	<u>—</u>	

(2) 工事の留意事項及び施工計画書への記載

特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。

- <u>◆薬液注入プラントからの流出防止対策</u>
- ・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
- ・路面からの流出防止対策

-以上の対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。

12品質•技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリンズへの登録

- ・請負代金額 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター) を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行うこと。
- ・受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- ・完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- ・登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- ・訂正時は適宜登録をする。
- ・上記以外は共通仕様書 1-1-1-7 を参照。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

- 50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に 明示すること。
- ・ 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技 術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための 試験等を生い会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が 50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の回数は次の とおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④レディーミクストコンクリート納入書

- ・レディーミクストコンクリート納入書は、監督員等の求めに応じて提示すること。また、しゅん工検査時に提示すること。
- ・レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

(5) 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

(6) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

【参照(国土交通省ホームページ): http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kuromu.html】 本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験		
タンクリーチング試験		

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験 実施要領 (案)」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

13ワンデーレスポンス

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- (2) 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

14その他

(1) 各種調査・試験への協力

共通仕様書 1-1-1-18 に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・ 試験等に対して、請負者は協力すること。

①公共事業労務費調査

受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台

帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。

2諸経費動向調査

- ③施工合理化調査(歩掛実態調査)
- 4)施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

- (3) 暴力団等(暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。)からの不当要求 または工事妨害(以下「不当介入」という。)の排除
 - ① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。
 - ② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。
 - ③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。
 - ④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を 行うこと。

(4) 遵守事項

「指導事項」(別紙-3)を遵守すること。

(5) しゅん工検査における複数検査員及び複数日検査への協力

しゅん工検査において、検査補助員を配する検査あるいは複数日の検査となる場合は、検査に協力すること。

(6) 抜き打ち検査

建設工事の抜き打ち検査が実施された場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(7) 指導監査

施工途中において指導監査を実施する場合、受注者は受検体制を含め検査員の指示に従うこと。

(8) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油 を使用すること。

県庁税務課及び各県税事務所がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

(9) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

15注意事項

(1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式により算出する。

(変更請負額(税抜))=(変更設計額(税抜))×(請負額(税抜))/(設計額(税抜))(万円未満切捨て)

(2) 工事書類簡素化ガイドライン

共通仕様書 1-1-1-27 に定める工事しゅん工書類に関して簡素化出来るものについては、「工事書類簡素化ガイドライン」によることとする。

(3) 電子納品

電子納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領(千曲市)」によるものとする。

16 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域 社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により 提出することができる。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、別紙-1「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズは A4 版とする。

17工事現場の環境改善について

(1) 目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

- (2) 現場環境改善の実施内容について
 - ① 現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙 6「現場環境改善費実施計画表」 に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。

決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択することとする。

- ② 現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。
- (3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
- (4)本工事は、「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領(長野県建設部)」を適用する工事です。

18質問回答について

公告文を参照すること。

19設計表示数位

適用する設計表示数位は、長野県が適用している国土交通省「土木工事数量算出要領(案)」の 最新版に準拠している。

§ 2 特記仕様書

(1) 採用単価に関する情報

別添「資材単価等について」、「刊行物単価等」を添付しています。

(2)施工計画について

現道通行止めによる沿線住民への影響を小さくできるように配慮すること。

(3) 出水期における施工について

出水期(6月1日~10月31日)における施工については、出水時の排水ポンプ場の操作職員の 出動及び燃料供給用のローリー車の通行が可能なように施工ヤードとすること。

(4)構造物撤去について

既設構造物撤去時には、その構造物の寸法及び材質を記録し、適切に撤去及び処分を行うこと。

(5)工種の追加について

現場再精査等により、新たな工種が必要となった場合には、発注者と協議の上、施工範囲また は設計数量の変更、工種の追加を行う場合があります。

(別紙-1)

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和○○年度	00	工事	請負者名	○○建設
項目	評価内容	番号	実施内容 <u>(説</u> 明	月資料の実施区	内容を複写)
□創意工夫	□施工		(例) ・災害等での臨機の処・施工状況(条件)の・施工状況(条件)の・測量・位置出し・施工に伴う機械・器・二次製品、代替製・施工環境の改善・施工環境の工夫・施工管理の工夫・海工管理の工夫・その他)変化に対応 対組み 器具、工具、	装置類の工夫
	□品質		(例) ・使用材料、施工方法・集計ソフトの活用 ・その他	去、品質確保 (の工夫
	□安全衛生 (※)		(例) ・安全施設・仮設備の ・安全教育・講習会・/ ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害 ・その他	ペトロールの [
項目数項目	口その他		(例)・リサイクル推進・生産性向上の取組み・その他		
□社会性等 (地域社会や住民 に対する貢献) 項目数 項目	□地域への貢献 (週休2日に対する取 組みを含む) (※)		(例) ・週休2日実現の取組 ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域 ・地域住民とのコミコ ・ボランティア活動へ	き 載との調和 ユニケーション	

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

※ 現場環境改善費で実施した5項目については評価しない。

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

項目 評価内容 実施内容 (説 明)	工事名		番号	
(説 明)	項目	評価内容		
	実施内容			
	(説 明)			
(添付図)				
	(添付図)			

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

- 1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
- 2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
- 3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。 4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。

「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙-2)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表-1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理 人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表-1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機種	備考
一般工事用建設機械	
・バックホウ	ディーゼルエンジン(エンジン
・トラクタショベル(車輪式)	出力7.5kw以上260kw以下) を搭載
・ブルドーザ	した建設機械に限る。
・発動発電機(可搬式)	
• 空気圧縮機(可搬式)	(閲覧設計書等で2次基準値と
・油圧ユニット	表示している機種については、2
(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは	次基準値を標準とする工種であ
別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載	る。)
しているもの;	
油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、	
油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機	
、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連	
続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
・ホイールクレーン	

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」に おいて明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たす とともに、適正 な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等 に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

- 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)及び公共工事の入札契約の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任 技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐し て、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。) を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。
- ・工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後 片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要 しない。
- 三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4)建設業退職金共済制度について

- 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。電子申請方式の場合は、退職金ポイントの購入時に発行される掛金収納書を、工事契約締結後40日以内に発注者へ提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済 証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、 三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入 しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- **五** 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- **六** 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者 に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

- 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者 又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- **九** 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- + 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(6) 不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局(不法アマチュア局、外国製無線機など)及び無線局の違法な運用(アマチュア局を使用した業務連絡など)を行ってはならない。

(別紙-4)

長野県産土木用材産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材産地証明書(以下証明書という)を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (1) 長野県県産間伐材供給センター協議会(以下供給センターという)を構成する者及びその構成員。
- (2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747 (東信木材センター協同組合連合会内)

 $(\text{Tel } 0\ 2\ 6\ 7\ -\ 2\ 3\ -\ 0\ 8\ 8\ 7)$

② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1

(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)

③ 中信地区協議会 安曇野市三郷温4000

(長野県森林組合連合会 中信木材センター)

④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1

(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (1) 証明書発行申請書(様式1)
- (2)素材丸太にあっては、その生産者の、加工品にあってはその加工製造業者の「出荷証明書」 (書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種(県産材使用を明記する) ⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、(様式2)とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するもの とする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式1)

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

令和 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者) 会社名 代表者名

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名:令和 年度 工事 線 市 字

<u>発注者:長野県</u>事務所長 品種:県産からまつ間伐材使用

2.0m×8~12cm 皮むき丸太 500 本

製造者:

製造日: 令和 年 月 日

添付書類: 出荷証明書

その他:

県産土木用材産地証明書

様

令和 年 月 日

長野県岡田町30-16 県産間伐材供給センター協議会 会 長 〇〇〇〇

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納 材 者 氏名又(及び代表者:		
樹種	規格・仕様	数量

千曲市長 様

県外産資材使用報告書

受注者名: (現場代理人)

工事名

本工事において県内産を使用しない材料は、以下のとおりです。

資材名	規格	使用数量	製造者名・製造工場名・ 購入先等(県名及び市町村名)	県内産資材を使用しない理由

[※]報告が必要な資材を「生コン」、「砕石」、「加熱アスファルト合材」、「コンクリート二次製品」に限定します。

^{※「}県内産」とは、県内企業が「生産」した製品とします。

[※]県内産資材を使用しない理由には、「工事予定期間に製品の納入が困難」「大規模災害の発生により製造が間に合わない」「構造的に使用ができる製品がない」などの具体的な内容を記載してください。

(別紙-6)

現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック 欄		実施する内容	現場で実施する内容
		1	用水・電力等の供給設備	
		2	緑化·花壇	
		3	ライトアップ施設	
現場環境改善 (仮設備関係)		4	見学路及び椅子の設置	
		5	昇降設備の充実	
		6	環境負荷の低減	
			その他	
		1	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
		2	労働宿舎の快適化	
現場環境改善		3	デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
(営繕関係)		4	現場休憩所の快適化	
		5	健康関連設備及び厚生施設の充実等	
			その他	
		1	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)	
現場環境改善		2	盗難防止対策(警報器等)	
(安全関係)		3	避暑(熱中症予防)・防寒対策	
			その他	
		1	完成予想図	
		2	工法説明図	
		3	工事工程表	
		4	デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)	
地域連携		5	見学会等の開催 (イベント等の実施含む)	
70%Æ135		6	見学所(インフォメーションセンター)の 設置及び管理運営	
		7	パンフレット・エ法説明ビデオ	
		8	地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
		9	社会貢献	
			その他	

電子納品に係る実施要領

(令和6年5月1日制定)

(目的)

第1 この要領は、千曲市の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等(以下、「工事等」という。)における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/ECの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領(案)等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注者が不要と認めた場合はこの限りでない。

(対象成果品)

- 第4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。
 - 土木工事共通仕様書(施工管理基準、写真管理基準等を含む)
 - 測量業務共诵仕様書
 - 地質・土質調査共通仕様書
 - 設計業務共通仕様書
 - ・用地調査等共通仕様書(第3章~第3章の7に該当するもの)

(経費の取り扱い)

- 第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第11で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。
 - 1) 工事:共通仮設費率に含まれるものとする。
 - 2) 業務:各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第6 千曲市の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

- 第7 千曲市の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン [土木工事編]、電子納品運用ガイドライン [業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。
 - ・要領・基準類の千曲市での読み替え
 - ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
 - 電子納品対象書類の範囲

- 電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- 電子成果品の保管管理
- ・千曲市工事では、完成図面(100%出来形展開図等)、工事写真を電子納品の対象とし、原則 1 枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1 つの工事管理ファイル (index c.xml、 index d.xml) により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

〇事前協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施する ため、「事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル 形式について協議。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第 10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

- 第 11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体を もって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。
 - ①工事完成図書

電子納品対象書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 1部(その他協議による)

上記以外 紙媒体 1部

②業務完成図書書類 電子媒体 (CD-R・DVD-R) 2部 (正・副)

紙媒体 1部

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むのものとする。

(電子納品の検査)

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り 紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として受注者が行う。機器の操 作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第13 この要領は、令和6年5月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ Joliet (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、IS09660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト(64 文字)までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

(令和7年5月8日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領•基準

・工事完成図書の電子納品等要領	令和 5 年 3 月
・土木設計業務等の電子納品要領	令和6年3月
·CAD製図基準	平成29年3月
・デジタル写真管理情報基準	令和5年3月
・測量成果電子納品要領	令和6年3月
・地質・十質調査成果電子納品要領	平成28年10月

ガイドライン類

	電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	令和6年3月
•	電子納品運用ガイドライン【業務編】	令和6年3月
•	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	平成29年3月
•	電子納品運用ガイドライン【測量編】	令和6年3月
•	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	平成30年3月

- ○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。
 - 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
 - ・OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア (CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)
- 〇千曲市工事では、完成図面(100%出来形展開図等)、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

<参考資料>

- ▶ 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 要領・基準一覧表」
 - https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- ▶ 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 ガイドライン一覧表」

http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/

▶ 国土交通省「電子納品に関する要領・基準 電子納品チェックシステム」

http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領

千曲市

(令和4年11月1日制定)

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。)を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2 試行対象

○対象工事

千曲市が発注する建設工事(建築工事は除く)

○対象金額

全ての工事 → 受注者の希望により実施

3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の(1)~(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)~(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を 5kg 以上とする

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調節が可能な設備

(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

4 実施方法

- ・受注者は、快適トイレを設置する場合、<u>様式-1「快適トイレチェックシート」</u> に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に工事打合せ簿にて 提出するものとする。
- ・現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する(現場事務所内にあるトイレ には適用しない。)
- ・標準仕様を満たすトイレを男女別で各 1 台設置することを標準とする(女性が現場にいない場合は、この限りではない)
- ・「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- ・原則として、試行対象工事に適用するが、市場に全現場に相当するトイレが流通 していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事につ いて変更契約時に計上する方法とする。
- ・ただし、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレを手配できない場合は、 監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。

5 積算について

- ・快適トイレの費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」*を計上するものとし、男女別で 1 台ずつ計 2 台まで計上できるものとする(102,000 円/2 基・月が上限)
 - ※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円(従来品)を引いた額
- ・計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費(営繕費)に計上するものとする。
- ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象(1項目)としてよい。

6 その他

- ・従来行ってきた「女性用トイレ」を現場に設置する場合は、原則として快適トイレを設置するものとする。なお、快適トイレが手配できないなどの理由によりこれによりがたい場合は、受発注者協議のうえ決定する。
- ・災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合(積算上の差額 60,000 円) 積算で計上する費用: 51,000 円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合 (積算上の差額 30,000 円) 積算で計上する費用: 30,000 円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用

男女一体型ハウス 100,000 円/基・月の場合 (積算上の差額 90,000 円)

積算で計上する費用: 90,000 円/基・月

④ 実際に導入した快適トイレ費用

男女一体型ハウス 200,000 円/基・月の場合 (積算上の差額 190,000 円)

積算で計上する費用: 102,000円/基・月

7 適用

本試行要領は、令和4年11月1日以降に起工起案する工事から適用する。

材料の一括承認一覧表 材料承認願を施工計画書に記載することにより省略できるもの:市土木工事(国補・市単共) 令和7年4月 千曲市役所

路盤·基礎材料 (R7.4~R8.3)

	中部興業侑	北石協同株 高山工場 松代工場 松代工場 松代工場		長埴石産㈱	㈱ S H I O S A W A	
粒調砕石 25mm	0	0	0	0		0
粒調砕石 40mm	0	0	0	0		0
クラッシャーラン 25mm		0	0	0	0	0
クラッシャーラン 40mm	0	0	0	0	0	0

加熱アスファルト(新材)

(R7.4~R8.3)

	更埴工場高沢産業㈱	長野工場高沢産業㈱	長りります。長ります。長ります。	上㈱ 田工場久	アスコン㈱の	ェ ルスコン 沢
粗粒度As(20)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(20)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(13)	0	0	0	0	0	0
細粒度As(13)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(20F)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(13F)	0	0	0	0	0	0
細粒度As(13F)	0	0	0	0	0	0
開粒度As(13)			0	0	0	0
加熱安定処理材				0		
改質Ⅱ型密粒度As(20F)				0		0
改質Ⅱ型密粒度As(13F)				0		0

加熱アスファルト(再生材)

(R7.4~R8.3)

MINICOLO TO TO THE TANK					(117.1	110.07
	更埴工場高沢産業㈱	長野工場高沢産業㈱	長 料 工 場 久	上田工場	アスコン㈱ の	アスコン 沢
粗粒度As(20)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(20)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(13)	0	0	0	0	0	0
細粒度As(13)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(20F)	0	0	0	0	0	0
密粒度As(13F)	0	0	0	0	0	0
細粒度As(13F)	0	0	0	0	0	0
加熱安定処理材	0	0	0	0	0	0

※再生材混入率30%

生コンクリート	(R7.4∼R8.3)		
			1 4 4 -

生コンクリート		(R	7.4~R	3.3)
	信州生	(有) 柳 沢	事業協	生コン 同組合
	コン機	建 材	生コン	上田工場コ
21-8-20N(W/C=60以下)	(IA)		(#) (**)	
21-8-25N(W/C=60以下)		0		
21-8-40N(W/C=60以下)		0	0	
24-8-20N(W/C=60以下)				0
24-8-40N(W/C=60以下)				0
21-8-20BB(W/C=60以下)			0	
21-8-25BB(W/C=60以下)	0	0		
21-8-40BB(W/C=60以下)	0	0	0	
24-8-20BB (W/C=60以下)	_			0
24-8-40BB(W/C=60以下)				0
24-8-20N(W/C=55以下)			0	
24-8-25N(W/C=55以下)		0		
24-8-40N(W/C=55以下)		0	0	
24-12-20N(W/C=55以下)			0	
24-12-25N (W/C=55以下)		0		
24-12-40N (W/C=55以下)		0	0	
27-8-20N(W/C=55以下)				0
27-8-40N(W/C=55以下)				0
27-12-20N(W/C=55以下)				0
27-12-40N(W/C=55以下)				0
24-8-20BB (W/C=55以下)			0	
24-8-25BB(W/C=55以下)	0	0		
24-8-40BB(W/C=55以下)	0	0	0	
24-12-20BB (W/C=55以下) 24-12-25BB (W/C=55以下)		<u> </u>	0	
24-12-25BB(W/G-55以下) 24-12-40BB(W/C=55以下)	0	0		
27-8-20BB(W/C=55以下)	0	0	0	0
27-8-40BB(W/C=55以下)				0
27-12-20BB(W/C=55以下)				0
27-12-20BB(W/C-55以下) 27-12-40BB(W/C=55以下)				0
27-12-40BB(W/ G-33以下) 捨-8-40N			0	0
指-8-40BB			0	0
※片ついカリートの使用にちたってけ		 - 到 ヤ わ	<u> </u>	

[※]生コンクリートの使用にあたっては、一括承認されている場合で も施工計画書に「配合計画書」を添付してください。

[※]水セメント比の選択については、長野県土木事業設計基準第5 章第1節に準拠する。

信州生コン

指定	工場適用配合		
18-8-25BB (W/C=60%以下)	21-8-25BB		
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB		

柳沢建材

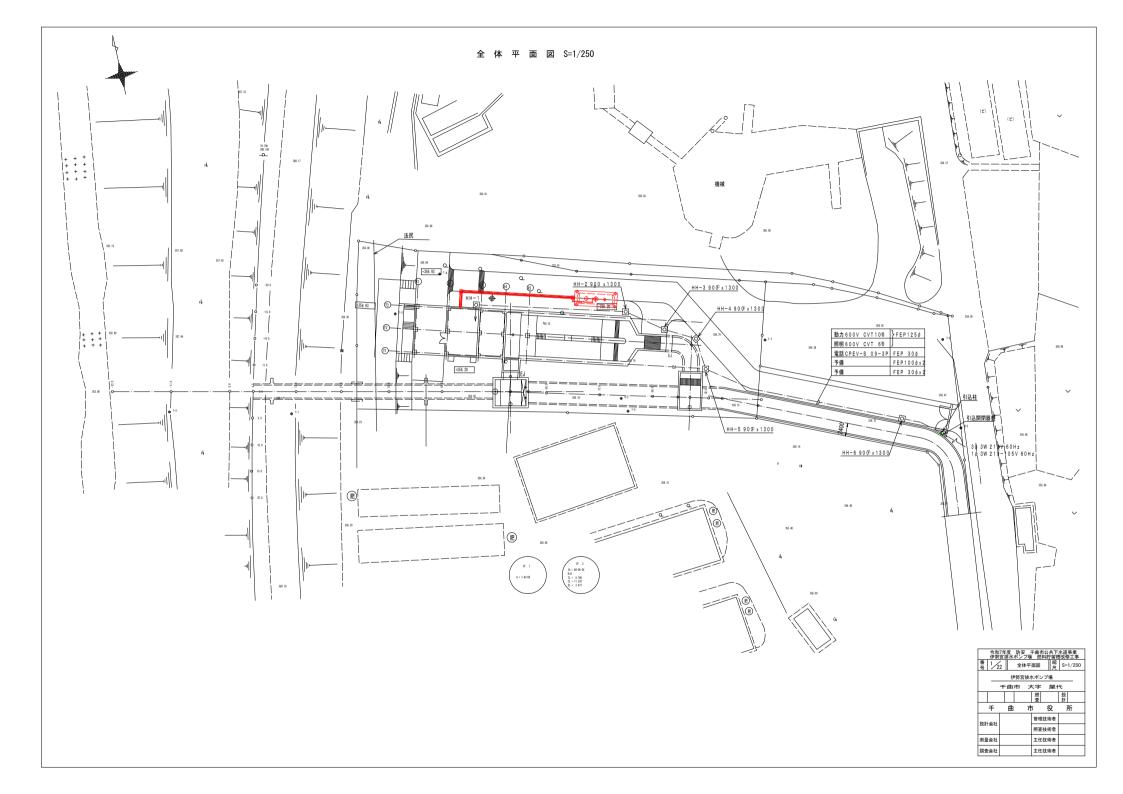
指定	工場適用配合
18-8-25N (W/C=60%以下)	21-8-25N
18-8-40N (W/C=60%以下)	21-8-40N
18-8-25BB (W/C=60%以下)	21-8-25BB
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB

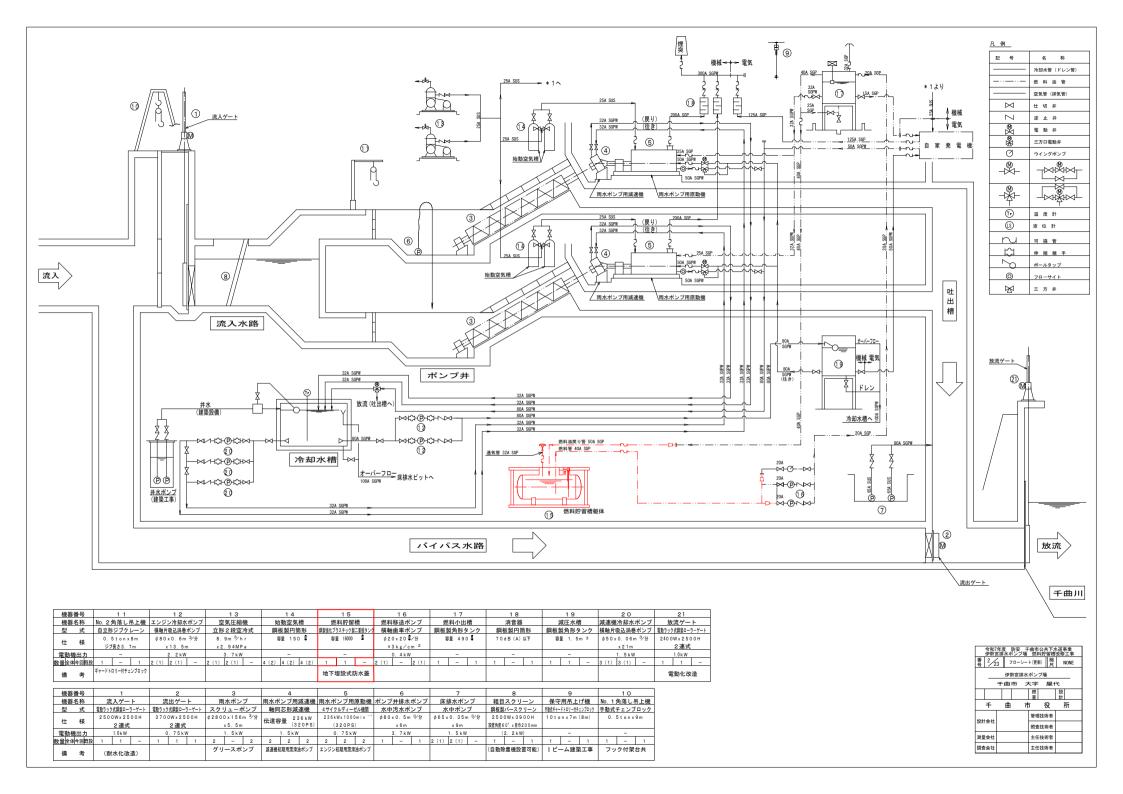
上田生コン

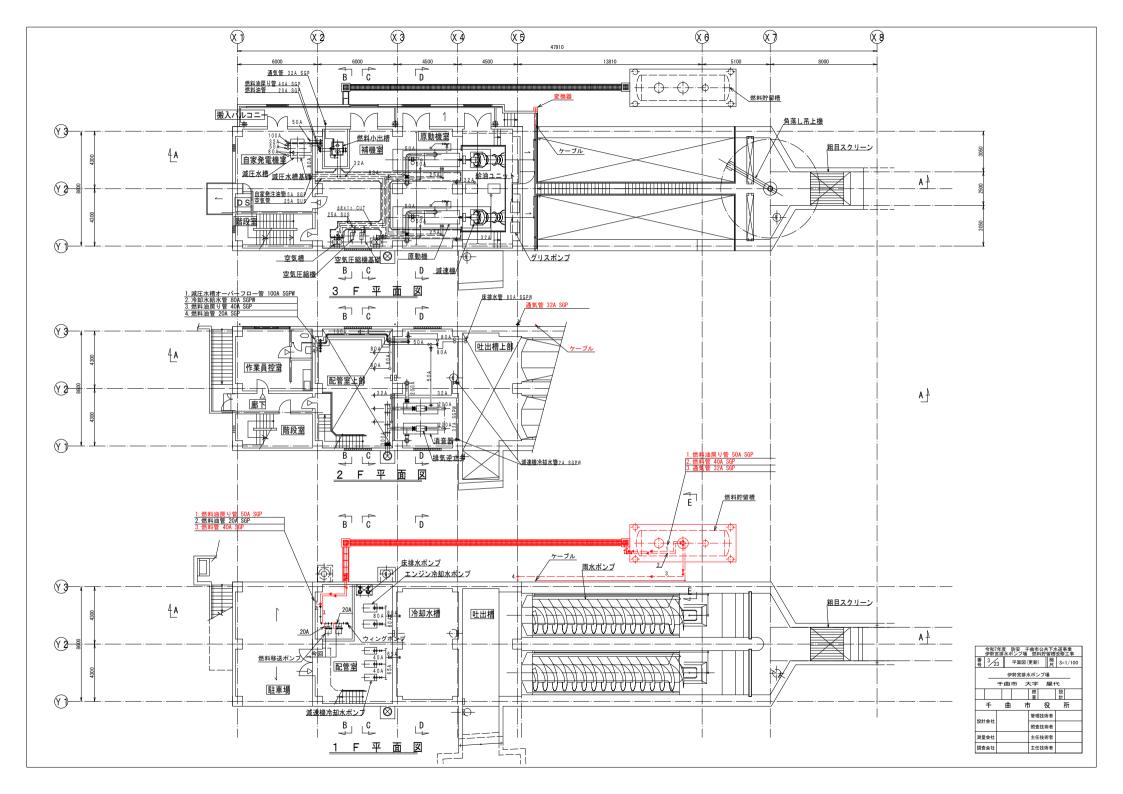
指定	工場適用配合
18-8-25(20)N (W/C=60%以下)	01 0 00N
21-8-25(20)N (W/C=60%以下)	21-8-20N
18-8-40N (W/C=60%以下)	21-8-40N
21-8-40N (W/C=60%以下)	21-8-4011
18-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
21-8-25(20)N (W/C=55%以下)	24-8-20N
24-8-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-8-40N (W/C=55%以下)	
21-8-40N (W/C=55%以下)	24-8-40N
24-8-40N (W/C=55%以下)	
18-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	21-8-20BB
21-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	21 0 2000
18-8-40BB (W/C=60%以下)	21-8-40BB
21-8-40BB (W/C=60%以下)	
18-8-25()20BB (W/C=55%以下)	
21-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-8-20BB
24-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-8-40BB (W/C=55%以下)	
21-8-40BB (W/C=55%以下)	24-8-40BB
24-8-40BB (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
21-12-25(20)N (W/C=55%以下)	24-12-20N
24-12-25(20)N (W/C=55%以下)	
18-12-40N (W/C=55%以下)	04 10 40N
21-12-40N (W/C=55%以下)	24-12-40N
24-12-40N (W/C=55%以下)	
18-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-12-20BB
21-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	24-12-20DD
24-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	
18-12-40BB (W/C=55%以下)	24-12-40BB
21-12-40BB (W/C=55%以下)	24-12-40BB
24-12-40BB (W/C=55%以下)	

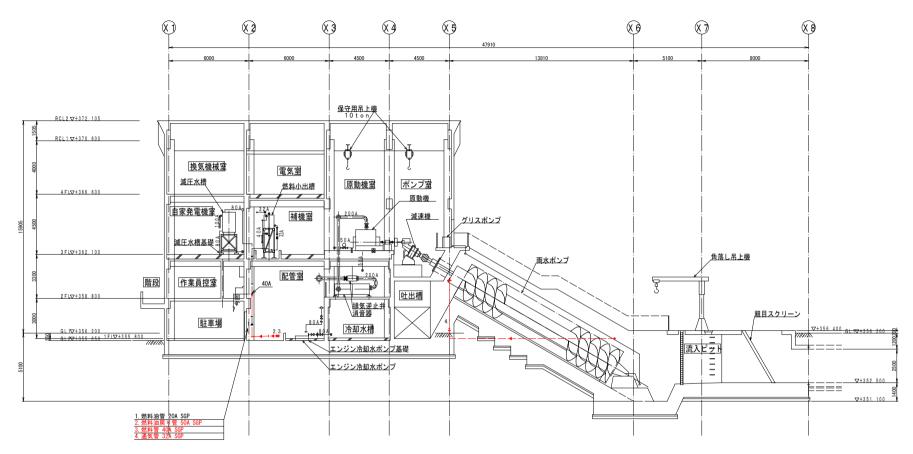
シナノ生コン

<u>シナノ生コン</u>				
指定	工場適用配合			
18-8-25(20)N (W/C=60%以下)				
21-8-25(20)N (W/C=60%以下)	24-8-20N			
24-8-25(20)N (W/C=60%以下)				
18-8-25(20)N (W/C=55%以下)				
21-8-25(20)N (W/C=55%以下)	07.0.000			
24-8-25(20)N (W/C=55%以下)	27-8-20N			
27-8-25(20)N (W/C=55%以下)				
18-8-40N (W/C=60%以下)				
21-8-40N (W/C=60%以下)	24-8-40N			
24-8-40N (W/C=60%以下)				
18-8-40N (W/C=55%以下)				
21-8-40N (W/C=55%以下)	07.0.401			
24-8-40N (W/C=55%以下)	27-8-40N			
27-8-40N (W/C=55%以下)				
18-8-25(20)BB (W/C=60%以下)				
21-8-25(20)BB (W/C=60%以下)	24-8-20BB			
24-8-25(20)BB (W/C=60%以下)				
18-8-25(20)BB (W/C=55%以下)				
21-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	l			
24-8-25(20)BB (W/C=55%以下)	27-8-20BB			
27-8-25(20)BB (W/C=55%以下)				
18-8-40BB (W/C=60%以下)				
21-8-40BB (W/C=60%以下)	24-8-40BB			
24-8-40BB (W/C=60%以下)				
18-8-40BB (W/C=55%以下)				
21-8-40BB (W/C=55%以下)				
24-8-40BB (W/C=55%以下)	27-8-40BB			
27-8-40BB (W/C=55%以下)	†			
18-12-25(20)N (W/C=55%以下)				
21-12-25(20)N (W/C=55%以下)	l			
24-12-25(20)N (W/C=55%以下)	27-12-20N			
27-12-25(20)N (W/C=55%以下)				
18-12-40N (W/C=55%以下)				
21-12-40N (W/C=55%以下)				
24-12-40N (W/C=55%以下)	27-12-40N			
27-12-40N (W/C=55%以下)	1			
18-12-25(20)BB (W/C=55%以下)				
21-12-25(20)BB (W/C=55%以下)				
24-12-25(20)BB (W/C=55%以下)	27-12-20BB			
27-12-25(20)BB (W/C=55%以下)				
18-12-40BB (W/C=55%以下)				
21-12-40BB (W/C=55%以下)				
24-12-40BB (W/C=55%以下)	27-12-40BB			
27-12-40BB (W/C=55%以下)				
[, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				



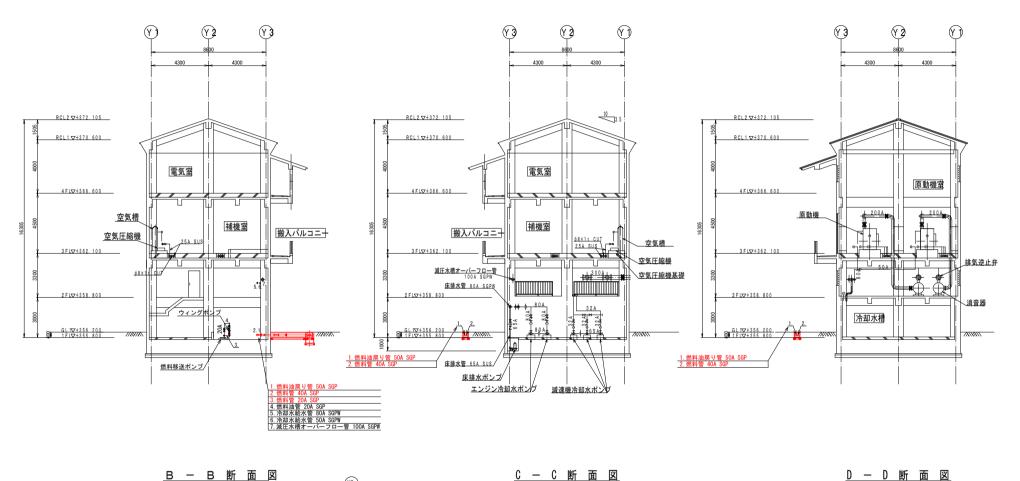


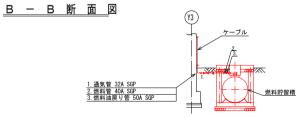




<u>A - A 断 面 図</u>

令和7 伊勢智	年度 防3 排水ポン	マ 千曲7 ブ場 燃	5公共下2 料貯留槽	k道事業 改修工事			
番 4/2	3 断面图	(1) (3	更新) 縮 尺	S=1/100			
伊勢宮排水ポンブ場							
千曲市 大字 屋代							
		照		設計			
Ŧ	曲	市	役	所			
設計会社		管	理技術者				
設計芸红		照	直技術者				
測量会社		主	圧技術者				
調査会社		主	圧技術者				



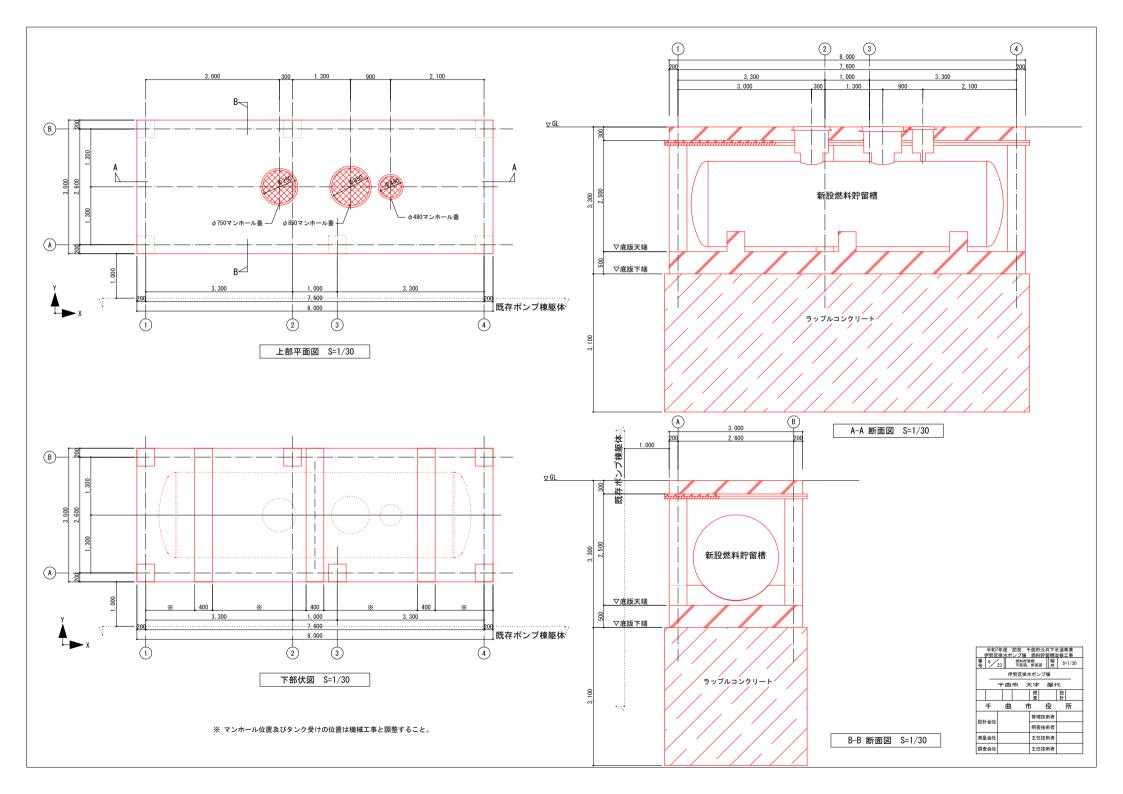


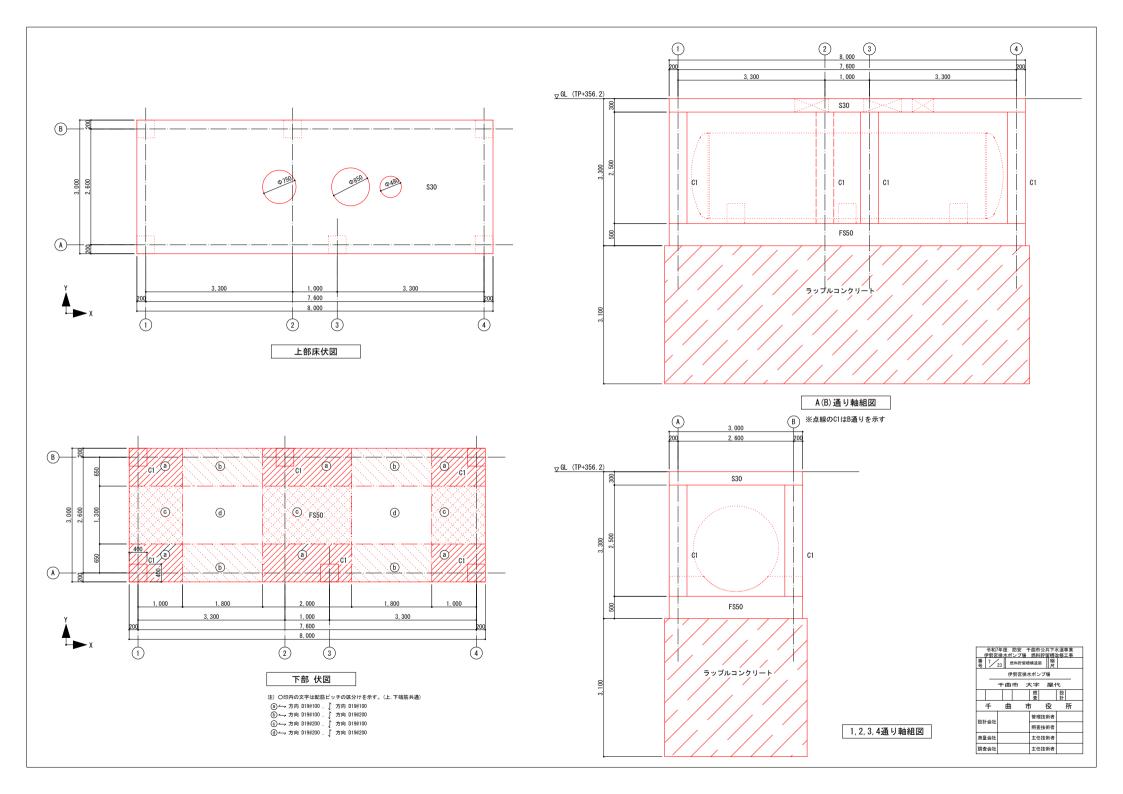
<u>E — E 断 面 図</u>

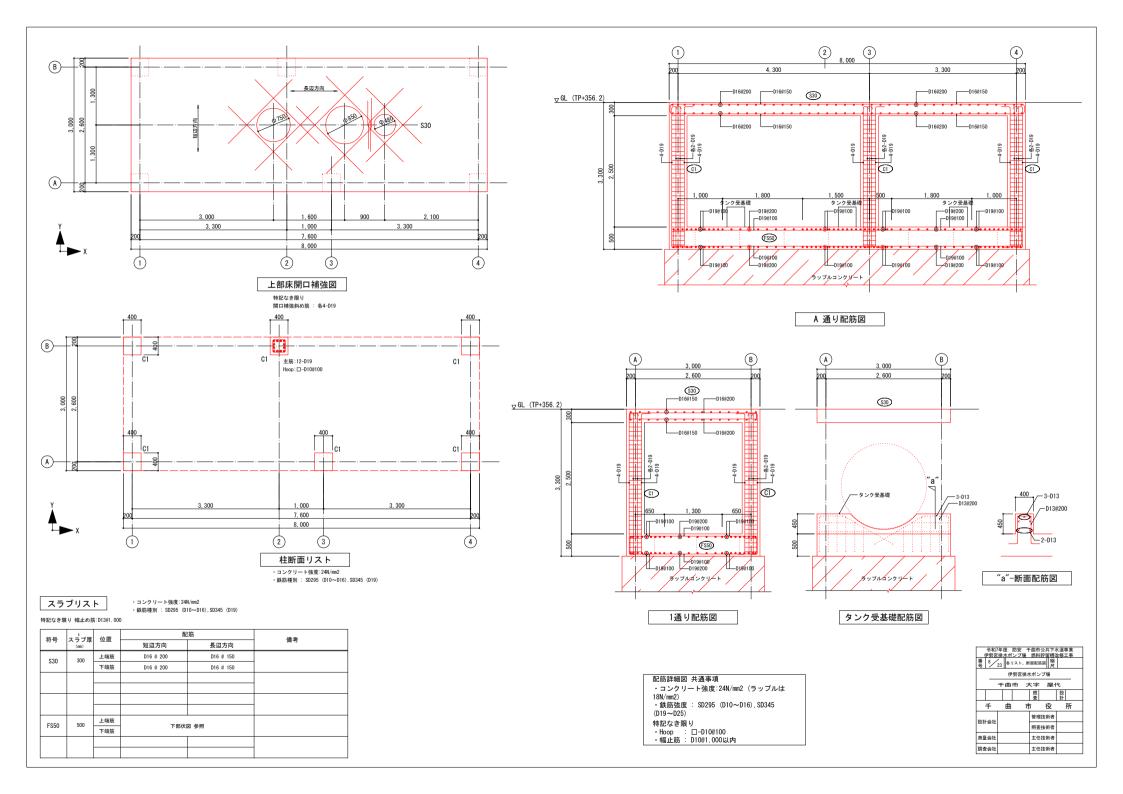
D - D 断 面 図

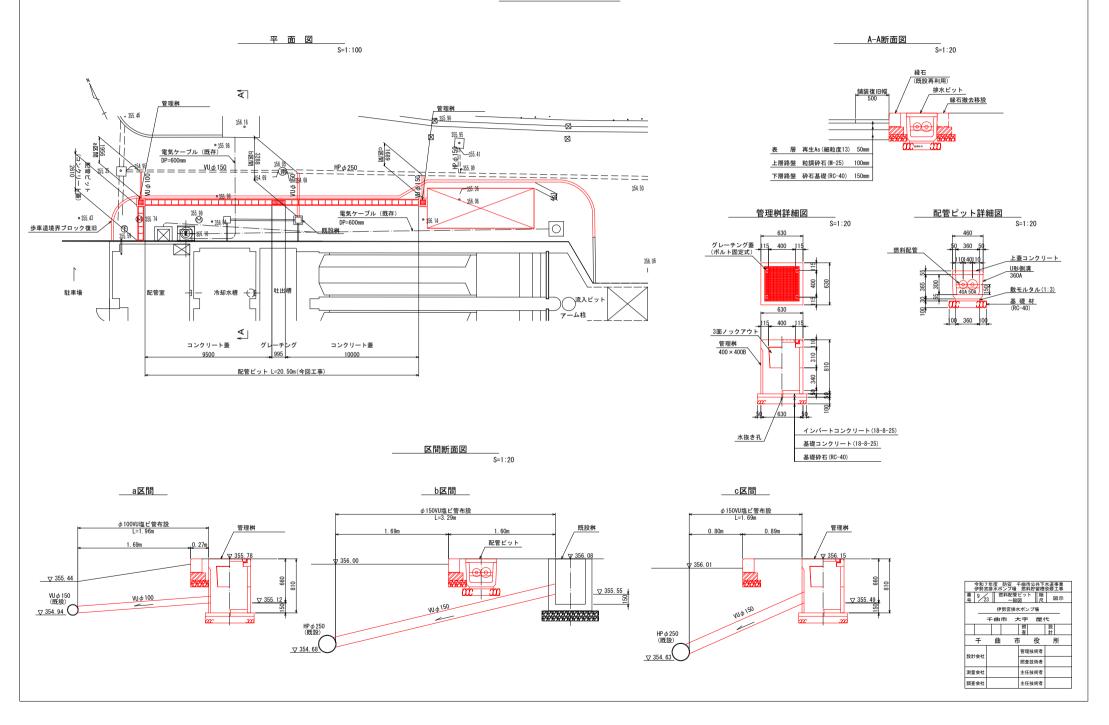
番号	5/2	3 断面図		更新)	縮尺	S=	1/100
		伊勢智	排水オ	ミンブ!	8		
		千曲市	大	字	屋化	t	
П			4	i.		設計	
	Ŧ	曲	市	í	殳	Ī	听
1911			99	理技術	行者		
axat:	表红		無	查技	特者		
測量	会社		±	任技術	特者		
調査	会社		±	任技術	有者		

令和7年度 防安 干曲市公共下水道事業 伊勢宣传水水、748 解料監察構改成工事

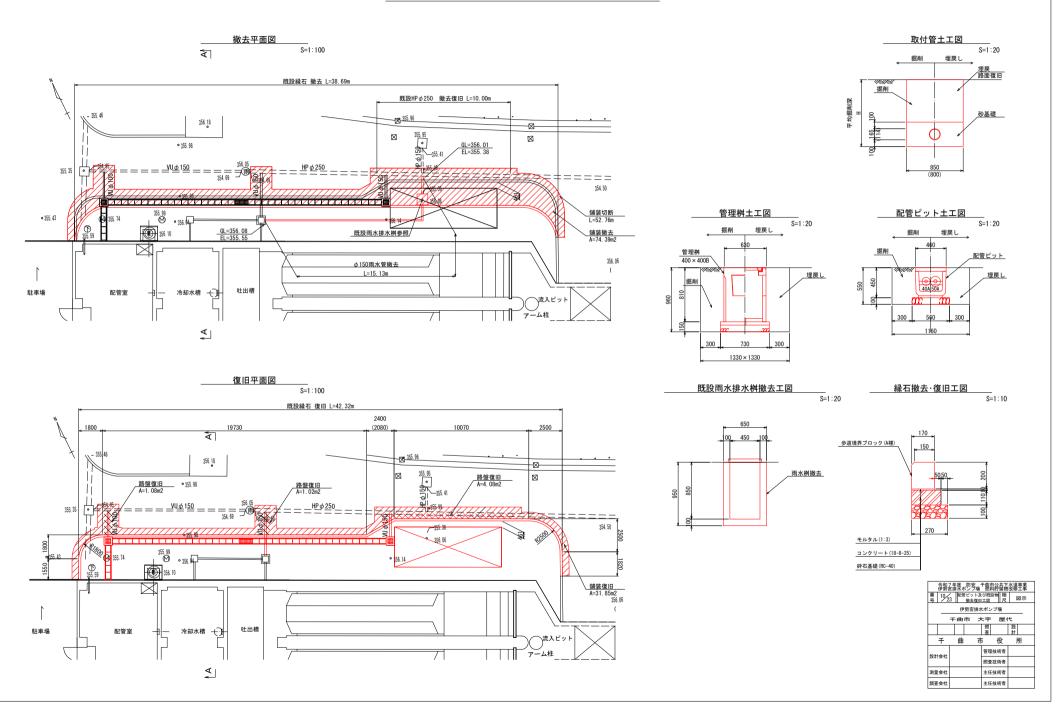


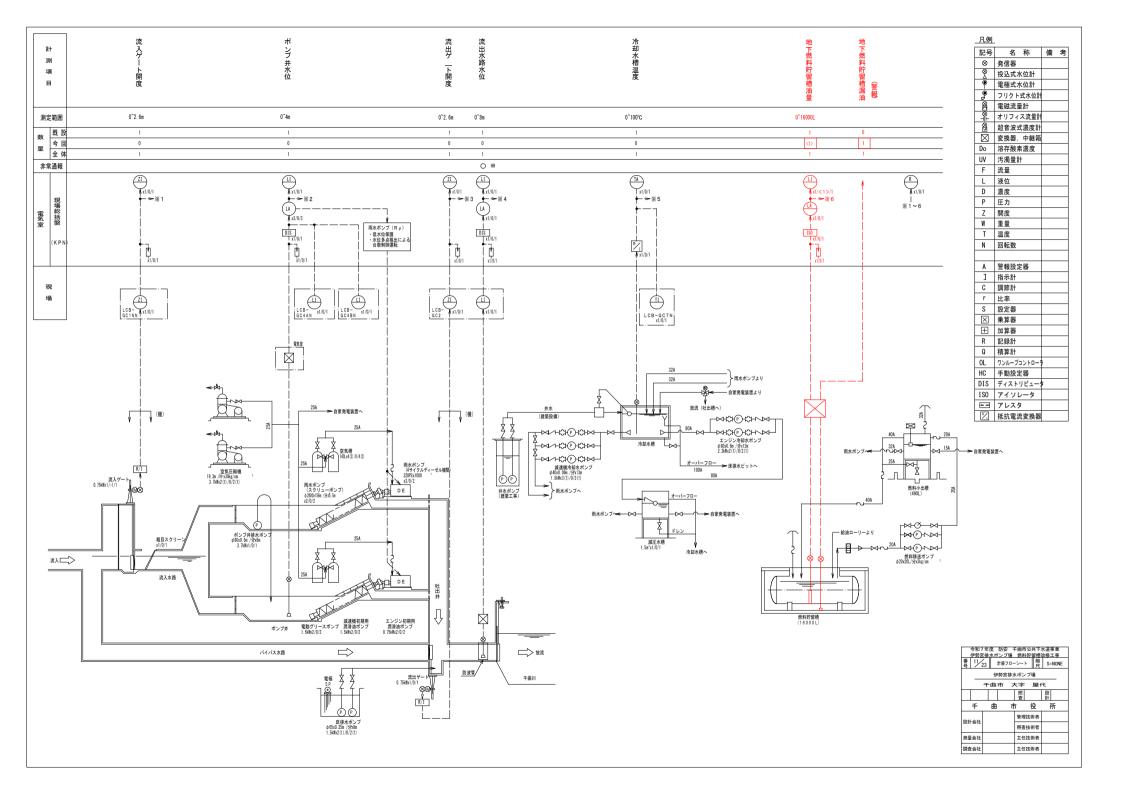


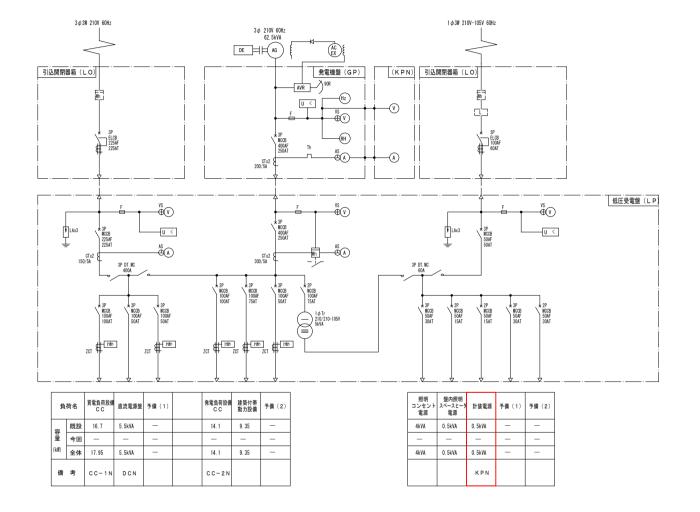




配管ピット及び既設物撤去復旧工図 S=図示



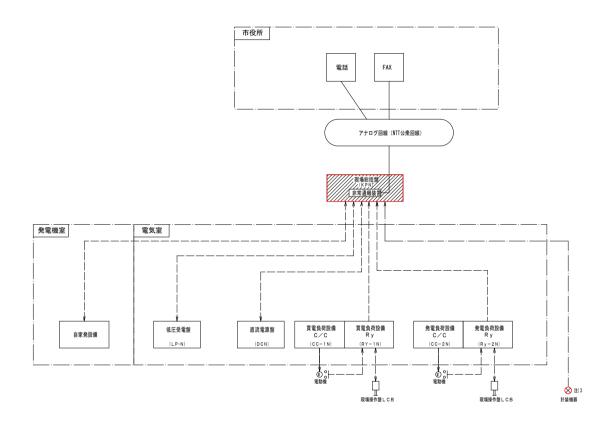




		_	
記号	名 称	記号	名 称
PAS	柱上気中開閉器	U >	交流過電圧継電器
VCT	取引変成器	U <	不足電圧継電器
DS	断路器	(1)	過電流継電器
LA	避雷器	Ū	地絡過電流継電器
PCS	カットアウトスイッチ	1	地絡方向継電器
ZVD	コンデンサ形計器用変圧器	U	交流電圧継電器
GPT	接地形計器用変圧器	U ≑ >	地絡過電圧継電器
VCB	真空しゃ断器	2E	2要素継電器
VT	計器用変圧器	M	変換器
CT	変流器		
SR	直列リアクトル	G	発電機
SC	コンデンサ	EX	励磁機
T	変圧器	AVR	自動電圧調整器
VCS	真空スイッチ	DE	ディーゼル機関
MCCB	配線用しゃ断器	GT	ガスタービン機関
PF	電力ヒューズ		
ZCT	零相変流器		
٧	電圧計		
Α	電流計		
Hz	周波数計		
W	電力計		
Wh	電力量計		
COS φ	力率計		

	令和7年度 防安 干曲市公共下水道事業 伊勢宮排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事						
番 12/2	23 #	線結線図	縮尺	S=NONE			
	伊勢?	宮排水ボ	ンプ場				
	千曲市	大字	屋屋	t			
		照査		設計			
Ŧ	曲	市	役	所			
設計会社		管理	里技術者				
設計芸任		照	直技術者				
測量会社		主任	壬技術者				
調査会社		主任	王技術者				

_システム構成図



信号線種別凡例

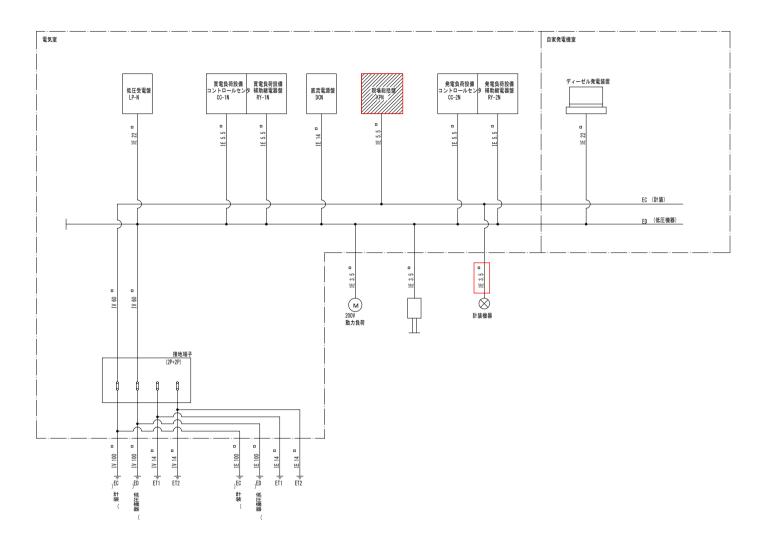
——— 直送 ——— 計装 ——— 伝送

注 記

1. は機能増設 を示す。

	年度 防? 排水ポン			
番 13/2	3 >	ステム構成	縮尺	S=NONE
	伊勢?	官排水ポン	ノブ場	
-	千曲市	大字	屋作	ť
		照査		設計
Ŧ	曲	市	役	所
設計会社		管理	技術者	
exer att		M1	技術者	
測量会社		主任	E技術者	
調査会社		主任	E技術者	

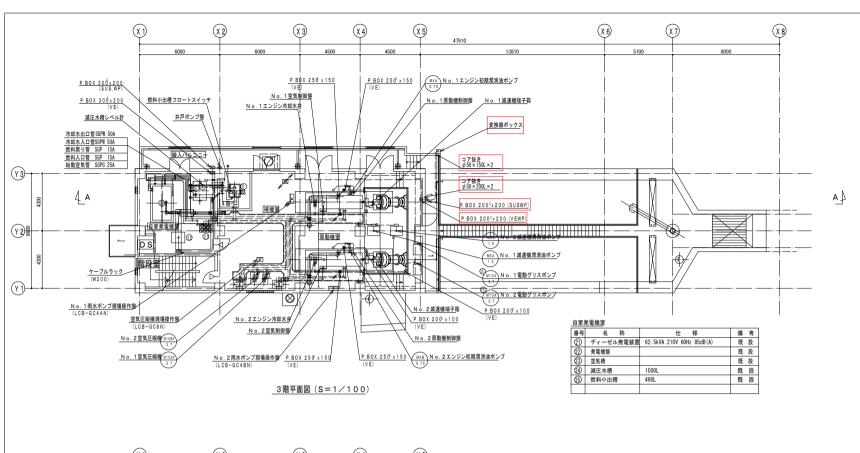
__接地系統図_

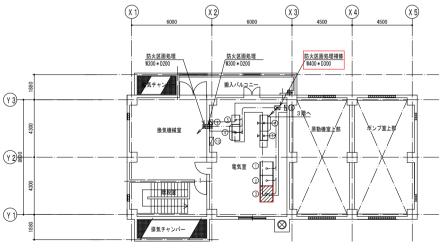


注記

1. は、機能増設を示す。

			変 防水ポン						
番号	14/2	3	1	妾地系	統図		縮尺	S=	NONE
伊勢宮排水ポンプ場									
		Ŧ	曲市	7	大字	Į	屋什	ť	
			Т		照査			設計	
	Ŧ		曲	Ħ	5	衫	ž	P.	ĥ
en-ex	ţ.				管理	技術	者		
設計会社					照査	技術	者		
測量	会社				主任	技術	者		
調査	会社				主任	技術	者		

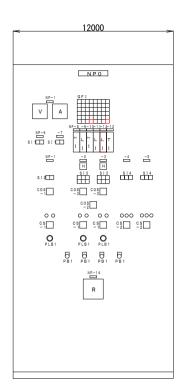


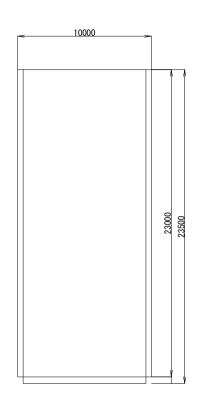


電気室	Ē			
番号	記号	名 称	備	考
1	L P-N	低圧受電盤	既	設
0	DCN	直流電源盤	既	設
13	K P N	現場総括盤(非常通報装置)	機能	増設
4	C C - 1 N	買電負荷設備コントロールセンタ	既	設
(5)	RY-1N	買電負荷設備補助継電器盤	既	設
6	C C - 2 N	発電負荷設備コントロールセンタ	既	設
0	R Y - 2 N	発電負荷設備補助継電器盤	既	設
8	E-TB	接地端子盤	既	設
0	L-1	照明分電盤	既	設
1	P – 1	動力分電盤	既	設

	令和7年度 防安 干曲市公共下水道事業 伊勢宮排水ポンプ場 燃料貯留槽改修工事						
番号	15/23	3階	. 4 陶	平面	図 根	S=	1/100
		伊勢	宮排力	kポン	ノブ場		_
	7	曲市	į	大字	屋	ታ	
				照査		設計	
	Ŧ	曲	7	ī	役	į	所
19:11	A++			管理	技術者		
6X.BT	X11			照査	E技術者		
測量	会社			主任	E技術者		
調査	調査会社 主任技術者						

4階平面図(S=1/100)





記号	名 杯	備考
N P - 0	現場統括盤	
- 1	自家発	
- 2	No. 1雨水ポンプ	
- 3	No. 2雨水ポンプ	
- 4	流入ゲート	
- 5	流出ゲート	
- 6	動力切換MC	
- 7	照明切換MC	
- 8	流入ゲート開度	
- 9	ポンプ井水位	
-10	流出ゲート開度	
-11	流出水路水位	
-12	燃料貯留槽液位	
-13	冷却水槽温度	
-14	記録計(ペーパーレス)	

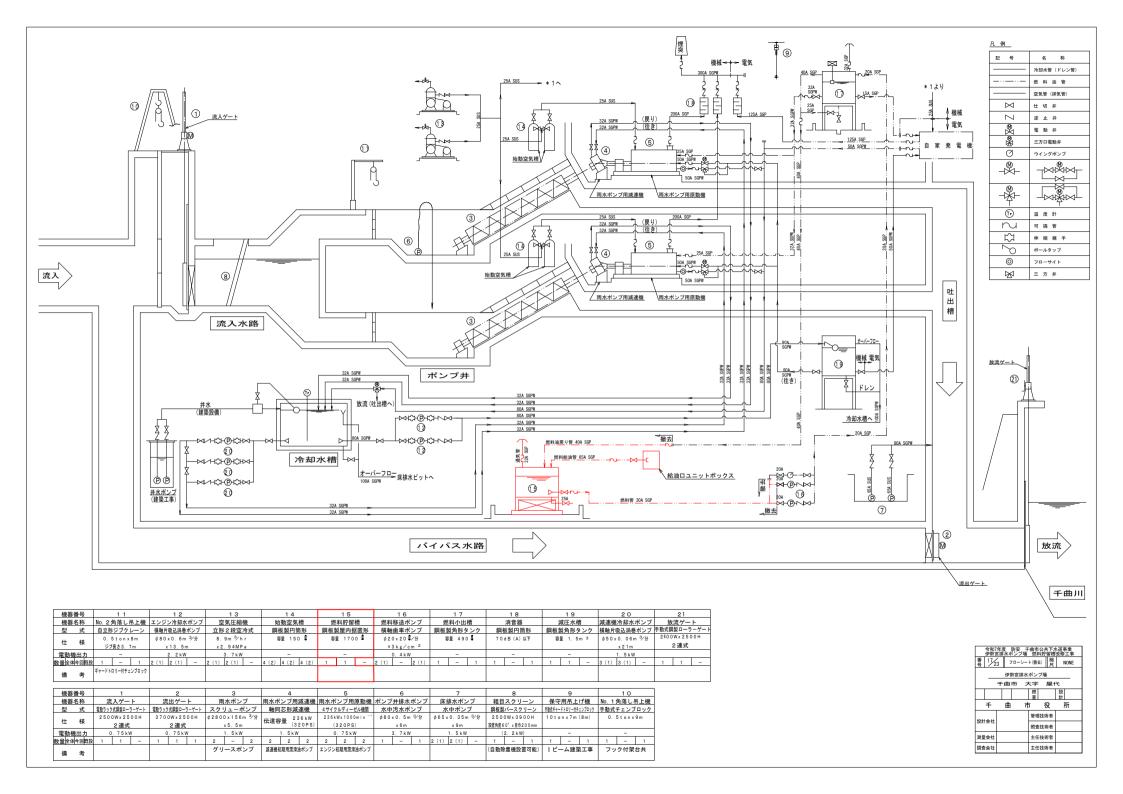
凡例	
記号	説 明
COS-1	切換スイッチ(手動ー自動)
COS-2	切換スイッチ(No.1-No.2)
COS-3	切換スイッチ(連動一自動)
CS-1	制御スイッチ(停止ー運転)
CS-2	制御スイッチ(閉ー停止ー開)
PLB1	引釦スイッチ(非常停止)
PB1	押釦スイッチ(警報停止)
PB2	押釦スイッチ(フリッカ停止)
PB3	押釦スイッチ(表示復帰)
PB4	押釦スイッチ(ランプテスト)

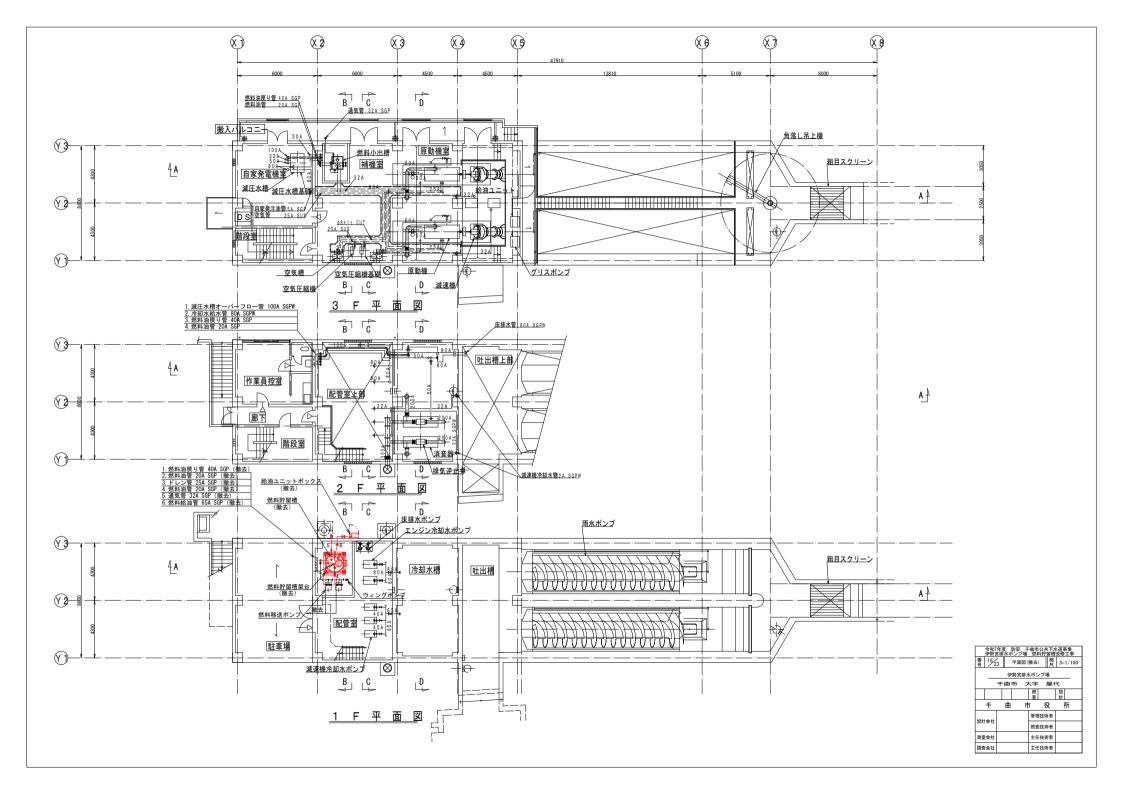
GFI								
動力停電	発電機 重故障	流入ゲート 故障	流出ゲート 故障	N o. 1 ポンプ 重故障	No. 2 ポンプ 重故障	No.1エンダン 初期潤滑油 ポンプ故障	No. 2エンジン 初期潤滑油 ポンプ故障	予備
照明停電	発電機 機関 重故障	N o. 1 床排水ポンプ 故障	No.2 床排水ポンプ 故障	N o. 1 ポンプ 軽故障	No.2 ポンプ 軽故障	No. 1減速機 潤滑油ポンプ 故障	No. 2減速機 潤滑油ポンプ 故障	予備
200V MCCB断	発電機 機関 軽故障	N o. 1 空気圧縮機 故障	N o . 2 空気圧縮機 故障	No. 1 エンジン 冷却水ポンプ 故障	No.2 エンジン 冷却水ポンプ 故障	冷却水用 井戸ポンプ 故障	予備	予備
100V MCCB断	発電機 非常停止	No.1燃料 移送ポンプ 故障	No. 2燃料 移送ポンプ 故障	No. 1 減速機 冷却水ポンプ 故障	No. 2 減速機 冷却水ポンプ 故障	N o. 3 減速機 冷却水ポンプ 故障	流出水路 水位高	予備
CC-1N 故障	直流電源 故障	燃料小出槽 液位高	空気槽 圧力低	ポンプ井 水位高	冷却水槽 水位高	減圧水槽 水位高	床排水ビット 水位高	予備
CC-2N 故障	計装電源断	燃料小出槽 液位低	地下貯留槽 液位低	ポンプ井 水位低	冷却水槽 水位低	減圧水槽 水位低	地下貯留槽 淵油	予備

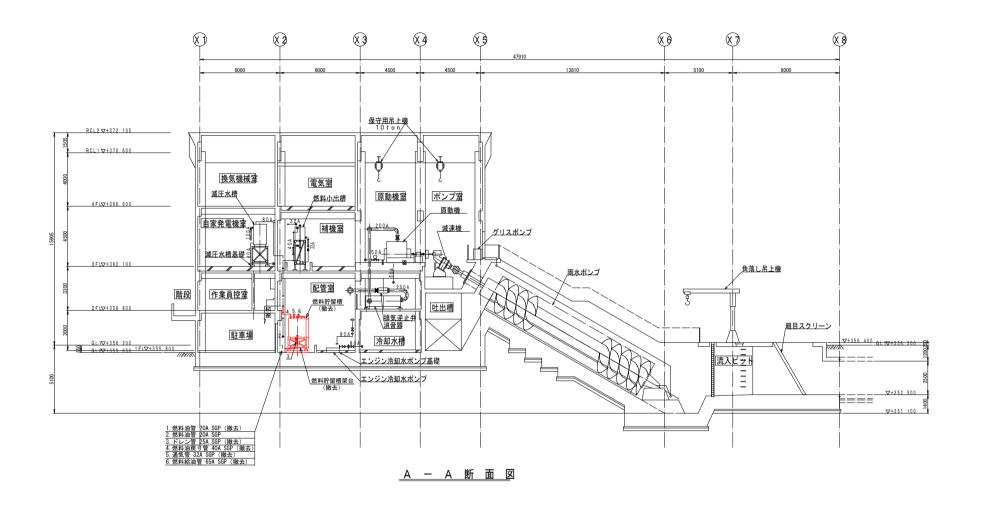
S I - 1			S I - 3		
дæ	頁 電 自家免		操作可	準備完了	始動
S I - 2			運転	停止中	予備
操作可	準備完了				

S I - 4		
操作可	全閉	全開

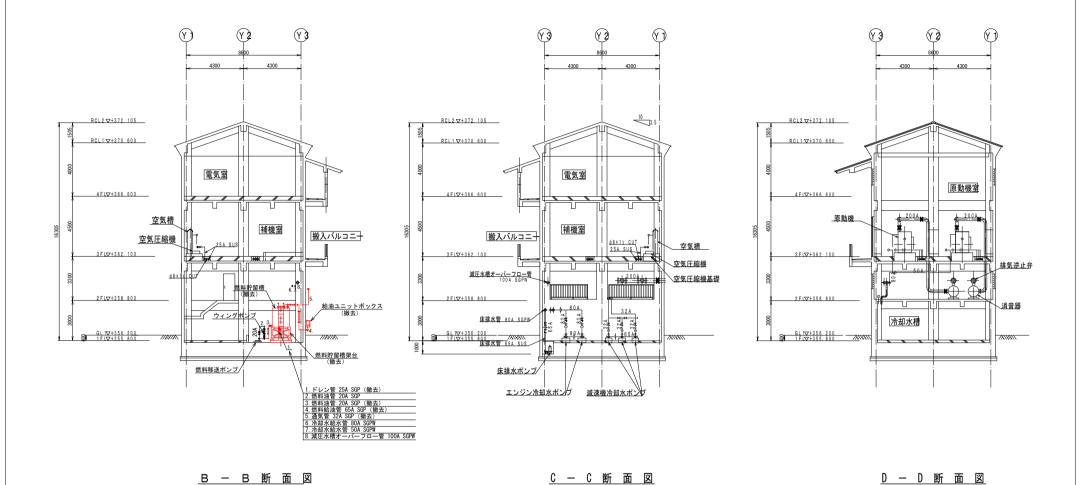
	年度 防?					
番 16/2	3 現場	统括盤外刑	超 尺	S=1/10		
	伊勢宮排水ポンプ場					
	千曲市		屋化	t		
		照査		設計		
千	曲	市	役	所		
設計会社		管理	技術者			
exal axta		照道	E技術者			
測量会社		主任	E技術者			
調査会社		主任	E技術者			



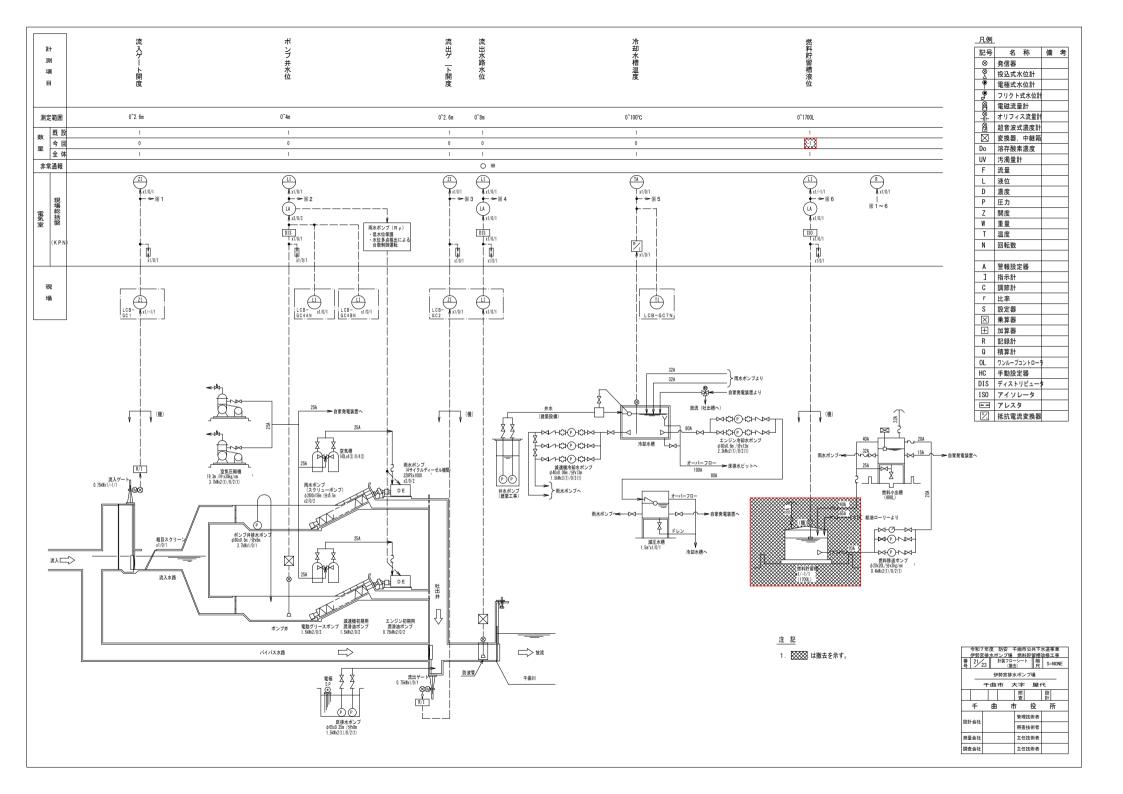


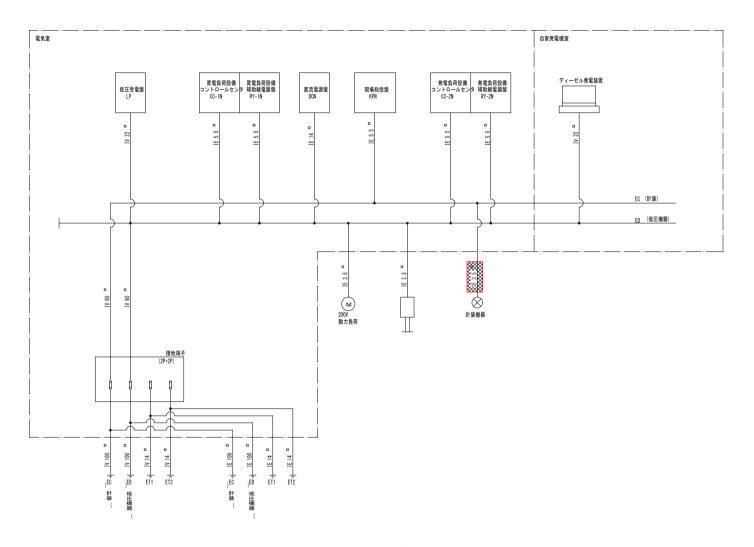


令和7 伊勢智	年度が	按 干ンブ場	曲市燃料	公共下方	k道事業 改修工事	
番 19/2	3 断面	図 (1)	(撤	去) 縮 尺	S=1/100	
	伊勢宮排水ポンブ場					
	千曲市	ラ	字	屋化	+	
			照査		設計	
千	曲	7	ī	役	所	
設計会社			管理	技術者		
改計五社			照査	技術者		
測量会社			主任	技術者		
調査会社			主任	技術者		



令和7 伊勢2	年度 防3 3排水ポン	マ 千曲市 ブ場 燃料	公共下水	道事業 女修工事
番 20/2	3 断面图	(2) (据	接尺	S=1/100
	伊勢?	宮排水ボン	ノブ場	
	千曲市	大字	屋台	ŧ
		照査		設計
Ŧ	曲	市	役	所
設計会社		管理	技術者	
政計大化		照道	技術者	
測量会社		主任	技術者	
調査会社		主任	技術者	



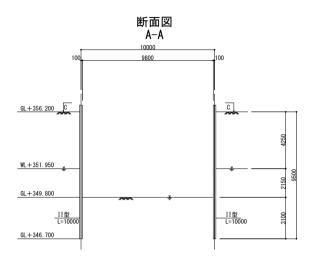


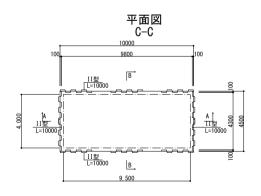
接地系統図

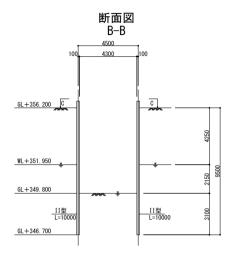
注記 1. 💹 は、撤去を示す。

								水道事業改修工事	
は、撤去を示す。	番号	22/		地系統				S=NON	E
				伊勢宮	非力	(ボンフ	場		
			干曲	市	J	字	屋化	+	
						照査		設計	
		Ŧ	B	±	7	ī	役	所	
						管理技	術者		

設計会社 照査技術者 主任技術者 測量会社 調査会社 主任技術者







主要部材数量表

部材名	寸法	単位	数量	単位質量	質量	備考
土留め壁(鋼矢板)	Ⅱ型	m	740. 000	48. 0kg/m	35. 520t	
	it				35. 520t	

設計条件

掘削	面積	9.800m × 4.300m
掘削	深さ	349. 800m
水	位	WL+351.950m
土圧	安定計算	側圧係数法
工圧	断面計算	断面計算用土圧
水	圧	-
地表面」	上載荷重	10.00kN/m2
切ばりの	温度軸力	-

凡例

 全生 位生 。	刑协早提	(H-6	Am)

会和7	年度 防安	千曲市/	火井下水	道事業
	排水ボンフ	場 燃料	貯留槽	
番 23/		工仮設図 参考図)	縮尺	S=1/100
	伊勢宮	排水ボン	ブ場	
	千曲市	大字	屋台	
		照査		設計
Ŧ	曲	市	役	所
		管理	技術者	
設計会社		照査	技術者	
測量会社		主任	技術者	
調査会社		主任	技術者	